

第4期

白浜町障害者計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月

和歌山県 白浜町

はじめに

町民のみなさまには、平素より町行政全般にわたりまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、心から厚くお礼申し上げます。

さて、町では、平成 18 年 3 月の合併前から「白浜町明るい明日のための共に生きるプラン」「日置川町障害者支援プラン」を策定し、障害福祉の推進に努めてまいりました。平成 18 年度には第 1 期障害者計画を策定し、5 か年ごとに見直しを行っており、今年度は第 4 期障害者計画策定に向け取り組んでまいりました。

昨年度からわたしたちに大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症により、障害福祉サービス事業所の休所や外出制限、感染症対策等、手探り状態を余儀なくされる中、わたしたちの生活様式は目まぐるしく変化しています。コロナ禍の中、地域や社会との関係が希薄となりやすい状況ではございますが、一人ひとりが地域から孤立することなく地域共生社会の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

最後に、本計画の作成にあたりましてご尽力いただきました白浜町福祉計画作成委員会委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見等をいただきました多くのみなさまに厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

白浜町長 井瀬 誠

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画策定の根拠と位置づけ	2
3 障害者計画（第4次）策定のポイント	3
4 計画の期間	5
5 計画策定にあたっての基本的な視点（障害福祉計画共通）	6
(1) 自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援	6
(2) 切れ目のない総合的な支援体制の確立	6
(3) 地域共生の視点を踏まえた地域生活の推進	6
(4) 自立促進と社会参加の支援	7
第2章 障がいのある人の現状と取り巻く環境	8
1 人口等の状況	8
(1) 白浜町の人口・世帯数	8
(2) 障がいのある人の状況	9
2 障害児を取り巻く環境等	18
(1) 教育・保育の環境	18
3 アンケート調査から見える状況	20
(1) アンケート調査の実施概要	20
(2) アンケート調査結果の概要	21
4 課題のまとめ	30
(1) 地域で支え、見守る環境づくりの重要性の高まり	30
(2) 保健・医療の役割の重要性の高まりと関係機関との連携強化の必要性の高まり	30
(3) その人らしく暮らせる環境づくりの必要性の高まり	31
(4) 安全・安心の確保	31
第3章 計画の基本方向	32
1 基本理念	32
2 基本目標	33
(1) とともに生きる地域づくり	33
(2) 早期対応と連携支援の推進	33
(3) 自立促進と社会参加の支援	33
(4) 安全・安心のまちづくり	33
3 重点施策	34
(1) 相談支援体制の確立	34
(2) 災害など非常時の安全確保	34
4 施策の体系	35
第4章 施策の推進体制	36
1 とともに生きる地域づくり	36
(1) 相談支援体制の確立（★重点施策）	36
(2) 福祉教育・啓発活動・合理的配慮の推進	37
(3) 人材の確保・育成・支援	37
(4) 情報提供・コミュニケーション手段の充実	38
2 早期対応と連携支援の推進	39

(1) 医療・保健・福祉の推進	39
(2) 保育・療育・学校教育の連携	39
(3) 家族など介護者への支援の充実	39
(4) 総合的な支援体制の確立	40
3 自立促進と社会参加の支援	41
(1) 多様な社会活動の提供と仕組みづくり	41
(2) 障害福祉サービス・就労支援・雇用の円滑な推進	41
(3) 経済的支援の推進	41
(4) 自己決定の尊重と権利擁護事業の推進	42
4 安全・安心のまちづくり	43
(1) 防災・防犯対策など地域安全の推進	43
(2) 災害など非常時の安全確保（★重点施策）	43
(3) ユニバーサルデザインのまちづくり	44
(4) 住まいの確保・整備	44
第5章 計画の推進体制	45
1 各課における主な関連施策	45
2 推進体制の整備	56
(1) 施策相互の連携・ネットワーク化	56
(2) 町民一人ひとりができること	56
(3) 民生委員・児童委員による推進	56
(4) 行政区等の地域団体による推進	56
(5) ボランティアによる推進	57
(6) 福祉関係者による推進	57
(7) P D C Aサイクルによる計画の点検及び評価	57
資料編	58
1 町内の障害福祉サービス事業所の状況	58
2 白浜町福祉計画作成委員会名簿	64
3 策定経過	66

エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、世界にも類をみない速度で高齢化が進展しており、少子化も相まって、少子・高齢化への対応が喫緊の課題となっていますが、障がいのある人においても高齢化が進んでおり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。また、障害の重複化や発達障がいのある人、精神障がいのある人の増加など、一人ひとりの状況に応じたケアがより重要となってきています。

このような状況に対応すべく、障がいのある人の福祉に関連する各種法律等の整備や改正がされてきました。具体的には、平成 26 年の障害者権利条約批准、平成 28 年の障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正などが挙げられます。

平成 30 年 3 月には、「障害者基本計画（第 4 次）」が閣議決定され、以後 5 年間における障がいのある人の福祉のあり方が示されています。この計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを掲げています。障がいのある人本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。これは平成 26 年に批准された障害者権利条約との整合性を確保する意味も有しており、各市町村においても、これまで以上に障がいのある人の社会参加を促すための施策が重要となってきます。

和歌山県においては、平成 30 年度に「紀の国障害者プラン 2018」を策定し、「地域社会における共生」と「障害を理由とする差別の禁止」を基本原則として掲げ、各種の障害者施策に取り組んでいます。

本町においても、白浜町第 3 期障害者計画を策定し、総合的な障害福祉施策に取り組んできたところですが、令和 2 年度には、計画期間（平成 29 年度～令和 2 年度）が終了することから、国や県等の動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証した上で、中・長期的な視点も持ちながら、6 年後の令和 8 年度を目標年度とする新たな第 4 期白浜町障害者計画(以下「本計画」という)を策定します。

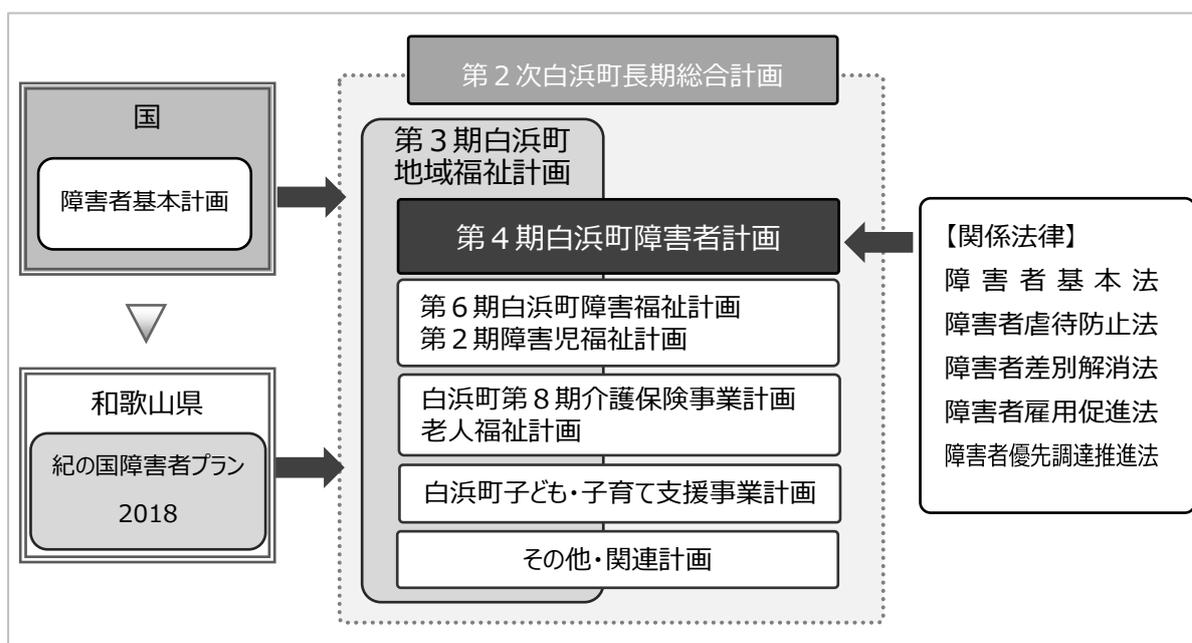
2 計画策定の根拠と位置づけ

本計画は、障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画です。上位計画の「白浜町長期総合計画」や「白浜町地域福祉計画」をはじめとする国・県・町の関連計画等との整合性を図って策定します。

■ 計画策定の根拠と役割 ■

計画策定の根拠	○障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」
計画の役割	○障がいのある人のための施策に関する基本的な計画

■ 計画の位置づけ ■



3 障害者計画（第4次）策定のポイント

障害者基本計画（第4次）の策定にあたっては、国において、基本理念（計画の目的）や基本的方向、総論及び各論を下記のように示しています。

■ 障害者基本計画（第4次）の概要 ■

（1）基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

（2）基本的方向

- ① 2020年東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
- ② 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- ③ 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
- ④ 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

（3）総論の主な内容

- ① 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ② 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ③ 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- ④ 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

（4）各論の主な内容

- ① 安全・安心な生活環境の整備
- ② 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ③ 防災、防犯等の推進
- ④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑥ 保健・医療の推進
- ⑦ 行政等における配慮の充実
- ⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑨ 教育の振興
- ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪ 国際社会での協力・連携の推進

■長期総合計画との関連■

第2次白浜町長期総合計画

【将来像】輝きとやすらぎと交流のまち 白浜
～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～

<まちづくりの基本方向>

第2章 だれもが健やかに暮らせるまちづくり
【健康・福祉】

- 1 健康づくりの推進
- 2 医療・救急体制の充実
- 3 子育て支援の推進
- 4 高齢者福祉の充実
- 5 障害者福祉の充実
 - ① 早期発見・早期支援と連携の推進
 - ② 自立生活・社会参加の促進
- 6 住民参加による地域福祉の充実

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6か年とし、3年ごとの策定を義務付けられている障害福祉計画及び障害児福祉計画と一体的な計画として推進します。なお、関連計画の計画期間は以下のとおりです。

	～令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
白浜町長期総合計画	第2次（平成30年度から令和9年度）						
白浜町地域福祉計画	第3期（平成30年度から5年間）			（第4期）			
白浜町障害者計画	第3期（平成29年度 から4年間）	第4期					
白浜町障害福祉計画	第5期（平成30年度 から3年間）	第6期		（第7期）			
白浜町障害児福祉計画	第1期（平成30年度 から3年間）	第2期		（第3期）			
【国】障害者基本計画	第4次（平成30年度から5年間）			（第5次）			
【県】障害者計画	第5次（平成30年度から6年間）				（第6次）		
【県】障害福祉計画	第5期（平成30年度 から3年間）	第6期		（第7期）			
【県】障害児福祉計画	第1期（平成30年度 から3年間）	第2期		（第3期）			

5 計画策定にあたっての基本的な視点（障害福祉計画共通）

本計画は、共生社会の実現を目指し、障がいのある人もない人も可能な限り身近な場所において社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる社会の実現に向けて施策の推進を図ります。また、支援を必要とする障がいのある人が、日常生活や社会生活を営むために必要な支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについて選択できる仕組みづくりの構築を基本理念とし、次の4つの基本的な視点を踏まえた施策・事業の推進を図ります。

（1）自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら住み慣れた地域で共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス・発達の支援が必要な児童への福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（2）切れ目のない総合的な支援体制の確立

障害者手帳所持者のみならず、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病患者及び発達の支援が必要な児童が、身近な地域で障害種別を問わず障害福祉サービスや発達の支援が必要な児童への支援サービス等を適正に受けることができるよう、町が実施主体となり対象者へのサービス周知、充実に努めます。また、障がいのある児童の支援にあたっては、その人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要であることにも留意し、保健・医療・福祉・教育・雇用等関係分野との連携強化に努め、各ライフステージに応じた切れ目のない支援体制づくりを推進します。

（3）地域共生の視点を踏まえた地域生活の推進

障がいのある人やその家族の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに参画できる環境づくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、包括的な支援体制の構築を推進します。

(4) 自立促進と社会参加の支援

障がいのある人の社会参加や自立を促進するため、就労移行支援・就労継続支援 A 型事業所の充実を図るとともに、障がいのある人の一般雇用促進や作業所工賃の向上等、県・周辺市町・事業所・企業等と連携し、就労支援の強化に努めます。また、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加することができるための場所や移動手段の確保に努めます。

第2章 障がいのある人の現状と取り巻く環境

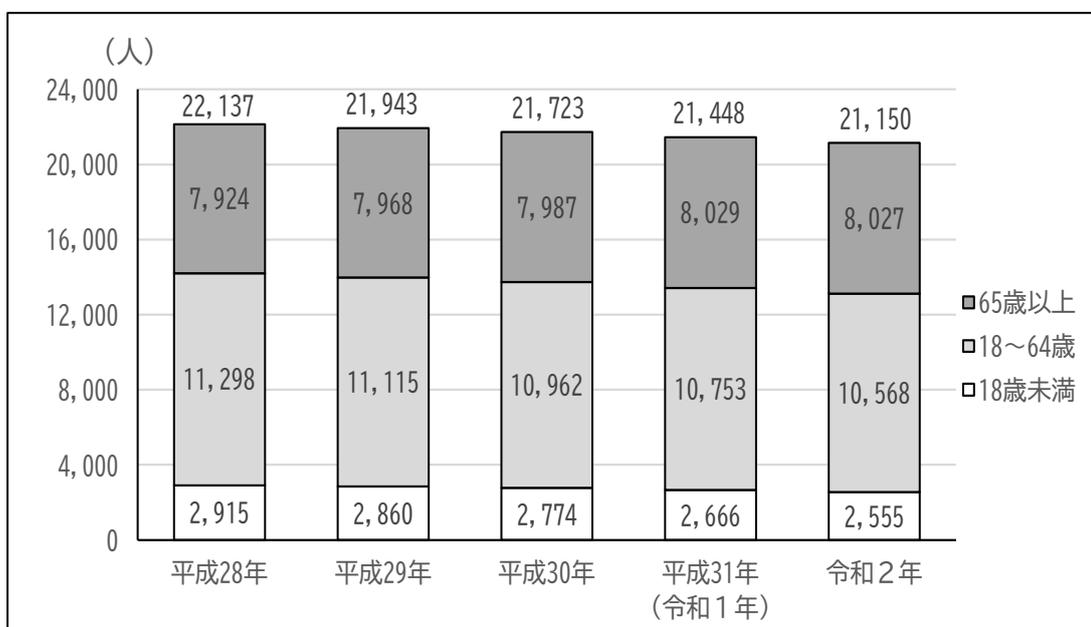
1 人口等の状況

(1) 白浜町の人口・世帯数

住民基本台帳によると、令和2年の総人口は21,150人、65歳以上の割合は約38%となっており、人口の減少、高齢化率の増加を推移しています。

また、年齢区分別に見た場合、18歳未満・18～64歳は減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は令和1年まで増加傾向で推移していましたが、令和2年にはわずかながら減少に転じています。

■ 人口の推移 ■



※各年4月1日現在

世帯数の推移を見ると、ここ5年は11,000世帯程度を推移しており、それまでの増加傾向から、令和1年以降は減少傾向で推移しています。また、平均世帯人員は、平成28年以降は一貫して減少傾向で推移しており、平成29年には平均世帯員数が2人を下回る等、核家族化の進行が見られます。

■ 世帯数と平均世帯人員の推移 ■

(単位：世帯、人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)	令和 2 年
世 帯 数	11,053	11,084	11,109	11,108	11,101
平均世帯人員	2.00	1.98	1.96	1.93	1.91

※各年 4 月 1 日現在

(2) 障がいのある人の状況

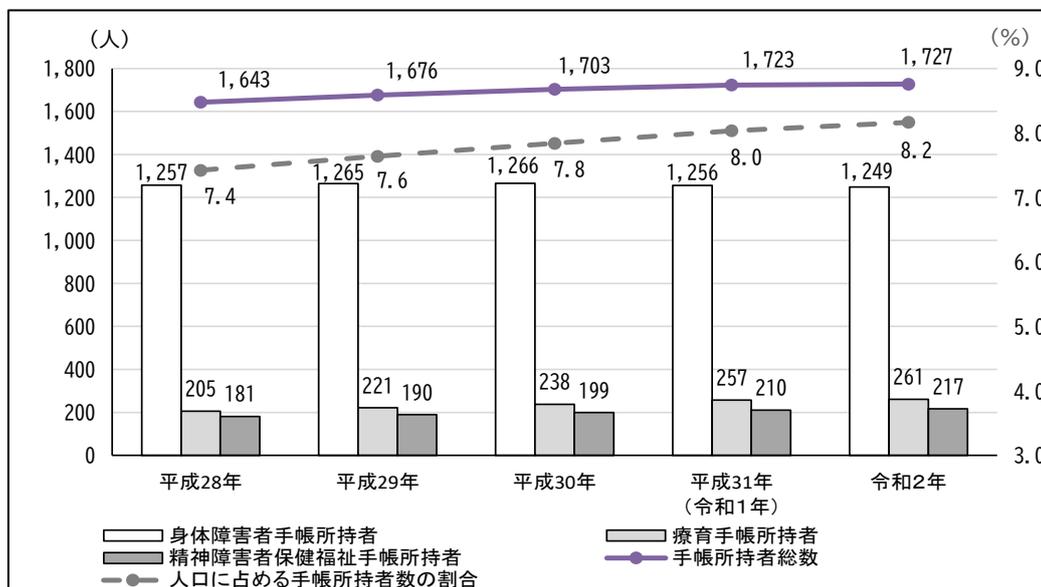
① 手帳所持者数の推移

障がいのある人の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者（重複含む。））は、平成 28 年以降は増加傾向で推移しており、令和 2 年は 1,727 人という状況です。

また、令和 2 年の障害者手帳種別では、身体障害者手帳所持者数は 1,249 人となり、令和 1 年以降は減少傾向で推移する一方、療育手帳所持者数は 261 人、精神保健福祉手帳所持者数は 217 人と平成 28 年以降は増加傾向で推移しています。

人口減少も影響し、人口に占める手帳所持者数の割合は年々増加傾向にあり、令和 2 年には 8.2%となっています。

■ 障がいのある人の手帳所持者数の推移 ■



※各年 4 月 1 日現在

手帳所持者の年齢構成を見ると、身体障害者手帳所持者では 65 歳以上の割合が令和 2 年は、全体の 79.4%と圧倒的多数を占めています。

また、療育手帳所持者は、18 歳未満の割合が増加で推移しており、精神障害者保健福祉手帳所持者では、18～64 歳の層が大半を占めています。

■ 障がいのある人の手帳所持者数の年齢別推移 ■

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)	令和 2 年
身体障害者手帳所持者					
18 歳未満	11 (0.8%)	11 (0.9%)	14 (1.1%)	17 (2.0%)	17 (1.4%)
18～64 歳	202 (16.1%)	213 (16.8%)	223 (17.6%)	235 (18.7%)	240 (19.2%)
65 歳以上	1,044 (83.1%)	1,041 (82.3%)	1,029 (81.3%)	1,004 (79.3%)	992 (79.4%)
計	1,257	1,265	1,266	1256	1,249
療育手帳所持者					
18 歳未満	29 (14.2%)	38 (17.2%)	56 (23.5%)	65 (25.3%)	73 (28.0%)
18 歳以上	152 (74.1%)	159 (71.9%)	158 (66.4%)	169 (65.8%)	166 (63.6%)
65 歳以上	24 (11.7%)	24 (10.9%)	24 (10.1%)	23 (8.9%)	22 (8.4%)
計	205	221	238	257	261
精神障害者保健福祉手帳所持者					
18 歳未満	1 (0.5%)	1 (0.5%)	5 (2.5%)	7 (3.4%)	8 (3.7%)
18～64 歳	118 (65.2%)	130 (68.4%)	134 (67.3%)	150 (71.4%)	160 (73.7%)
65 歳以上	62 (34.3%)	59 (31.1%)	60 (30.2%)	53 (25.2%)	49 (22.6%)
計	181	190	199	210	217

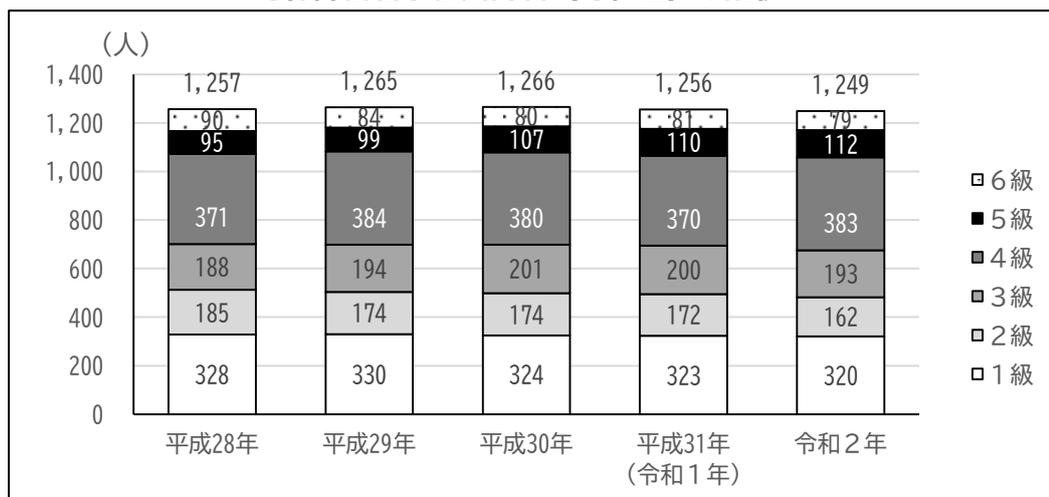
※各年 4 月 1 日現在

②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を障害の等級別に見ると、「重度（1級・2級）」が概ね減少傾向で推移しているのに対し、「中度（3級・4級）」と「軽度（5級・6級）」が微増傾向にあります。

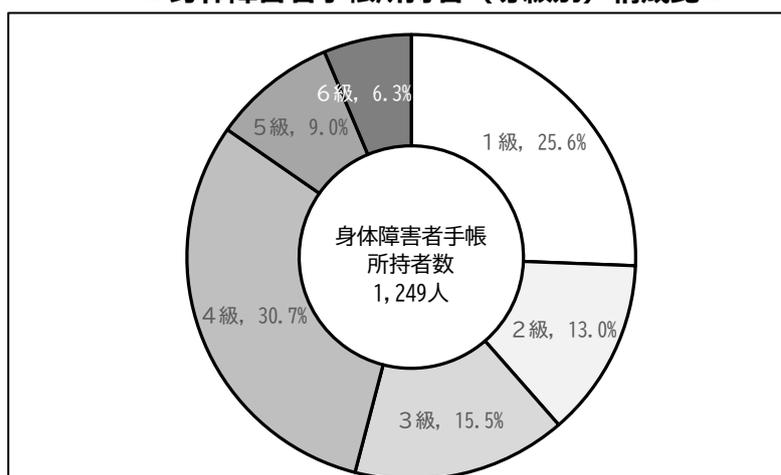
また、等級別の構成比を見ると、4級（30.7%）と1級（25.6%）の割合が高くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者（等級別）の推移 ■



※各年4月1日現在

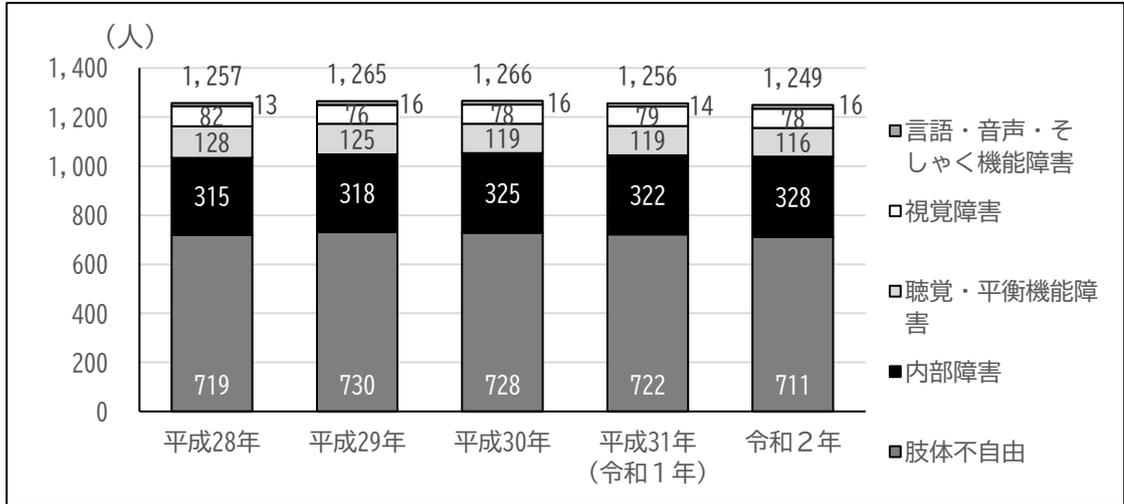
■ 身体障害者手帳所持者（等級別）構成比 ■



※令和2年4月1日現在

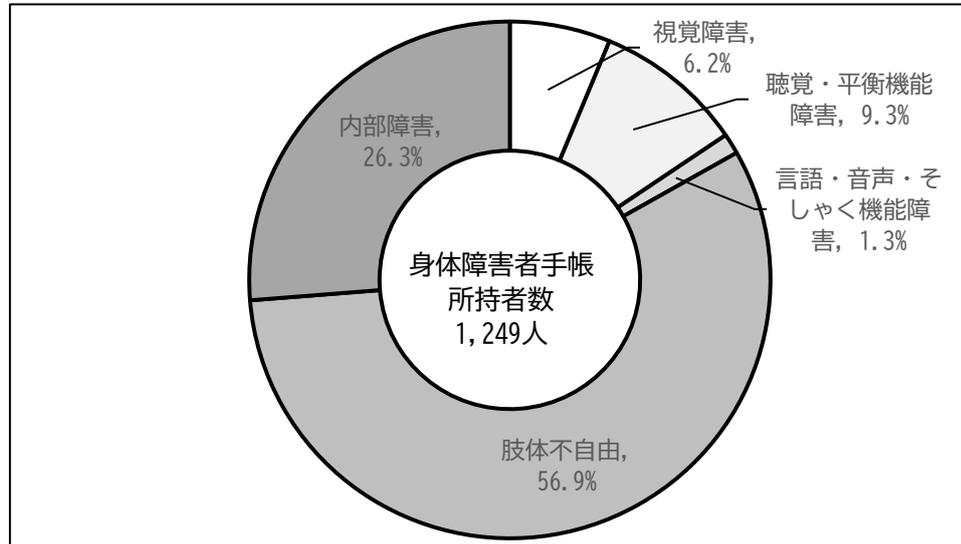
身体障害者手帳所持者数を障害の部位別に見ると、令和2年では、「肢体不自由」が711人（56.9%）と過半数を占め、次いで「内部障害」が328人（26.3%）となっています。

■ 身体障害者手帳所持者（部位別）の推移 ■



※各年4月1日現在

■ 身体障害者手帳所持者（部位別）構成比 ■



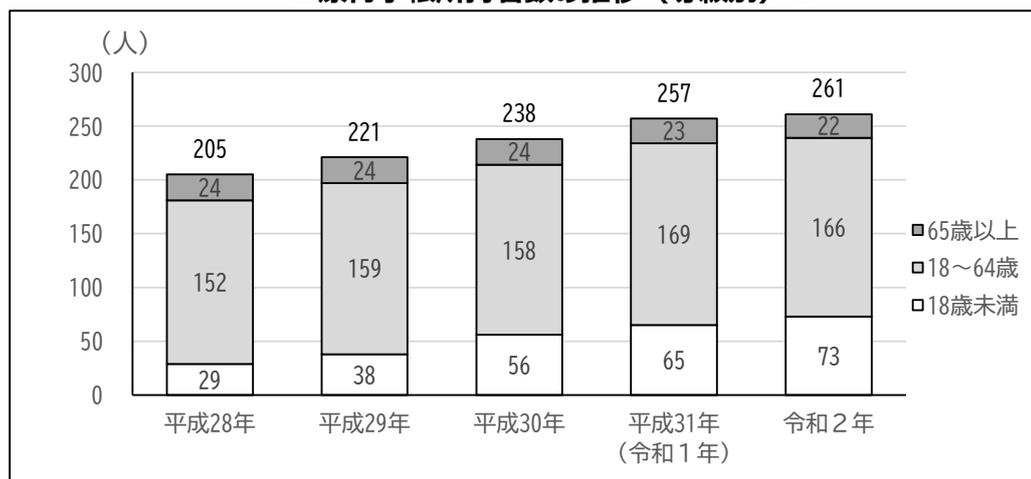
※令和2年4月1日現在

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、平成 28 年以降は増加傾向で推移しており、特に「軽度（B2）」の増加が顕著となっています。

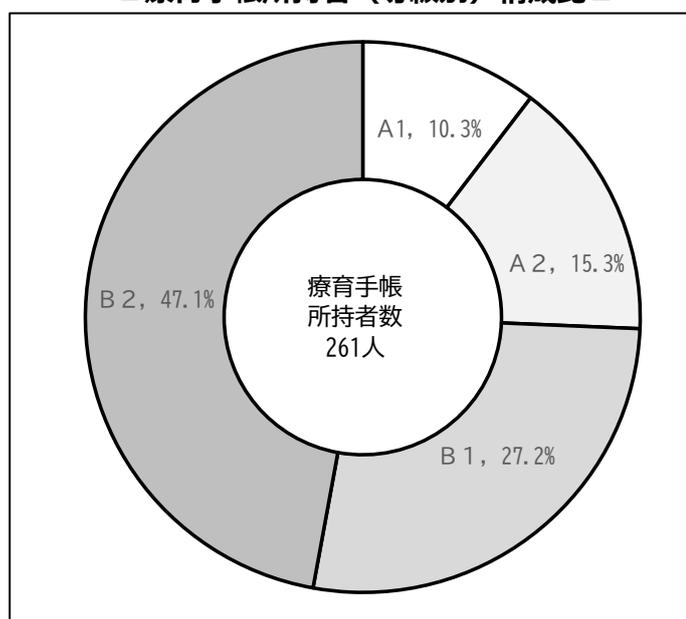
なお、令和 2 年の療育手帳所持者（等級別）の構成比は、「中軽度（B1・B2）」が 7 割強を占めています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）■



※各年4月1日現在

■療育手帳所持者（等級別）構成比■



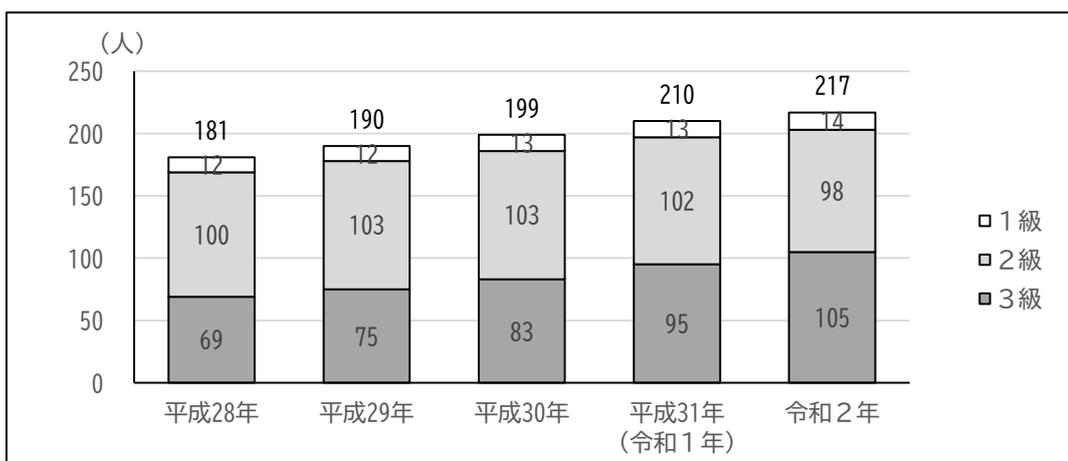
※令和2年4月1日現在

④精神障害者福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障害の等級別に見ると、「軽度（3級）」の手帳所持者数が平成28年の69人から、令和2年では105人へと大幅に増加しています。

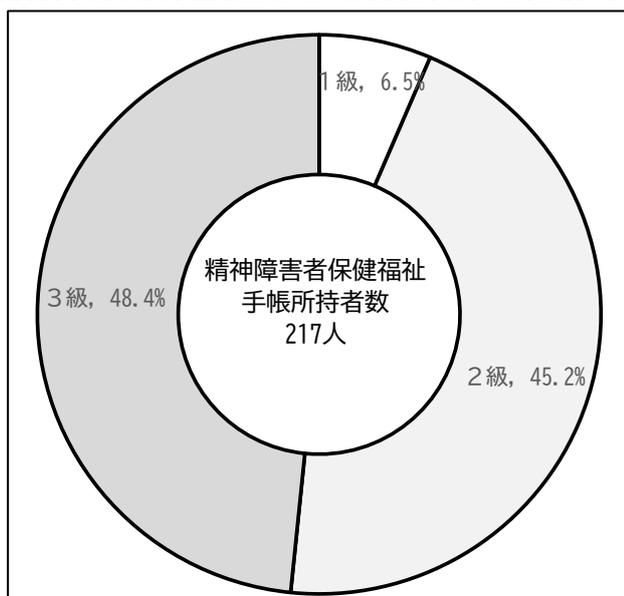
なお、平成28年の精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の構成比は、「中度（2級）」が最も多い割合を占めていましたが、令和2年度では、3級が最も多い割合を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）■



※各年4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）構成比■



※令和2年4月1日現在

⑤難病患者などの状況

医療費の助成対象となる指定難病及び小児慢性特定疾病の拡大に伴い、小児慢性特定疾病の登録者は微増傾向にあります。

■ 指定難病及び小児慢性特定疾病の登録者数 ■

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)
指定難病	226 306 疾患	205 330 疾患	221 330 疾患	190 331 疾患
小児慢性特定疾病	12 704 疾病	15 722 疾病	19 756 疾病	21 762 疾病

※各年度末現在

資料：田辺保健所調べ

⑥障害福祉サービス支給決定者数・障害種別構成

障害福祉サービス支給決定者を障害種別に見ると、増加と減少を繰り返して推移していますが、知的障がいのある人については一貫して増加傾向にあります。

■ 障害福祉サービス支給決定者数（主たる障害別） ■

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)	令和 2 年
身体	59	57	55	58	57
知的	116	117	119	123	125
精神・発達	72	70	67	77	68
児童	10	11	14	10	13
難病等	2	2	2	2	2
計	259	257	257	270	265

※各年 4 月 1 日現在

⑦障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。

「障害支援区分」の認定者は、平成28年以降において170人前後で推移しています。

■「障害支援（程度）区分」人数の推移■

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和1年)	令和2年
区分1	2	3	7	12	11
区分2	37	35	34	33	34
区分3	35	30	32	30	25
区分4	39	34	36	34	32
区分5	22	27	27	25	26
区分6	36	37	35	37	37
計	171	166	171	171	165

※各年4月1日現在

また、自立支援医療の受給者数の推移を見ると、「精神通院医療」の増加が顕著となっています。

■自立支援医療受給者数の推移■

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和1年)	令和2年
更生医療	98	82	94	79	80
精神通院医療	418	416	424	440	487
育成医療	5	4	2	1	4
計	521	502	520	520	571

※各年4月1日現在

⑧経済的支援

経済的支援受給者数等を見ると、障害児福祉手当と特別児童扶養手当の増加が顕著となっています。

■経済的支援受給者数等の推移■

(単位：人)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)	令和 2 年
特別障害者手当 の支給実績	受給 者数	26	20	20	19	21
障害児福祉手当 の支給実績	受給 者数	5	6	8	14	13
特別児童扶養手 当の支給実績	受給 者数	45	50	58	69	67
心身障害者扶養 共済制度加入等 の実績	加入 者数	12	12	12	9	8
	受給 者数	9	10	9	12	13

※各年 4 月 1 日現在

資料：民生課調べ

⑨相談利用人数

白浜町障害児・者相談支援室ぼらんちにおいての相談利用者数は、それまでの増加傾向から、令和 1 年には減少に転じています。

■相談利用実人数の推移■

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)
障がい者	203	189	202	158
障がい児	54	67	55	62
計	257	256	257	220

※各年度末現在

資料：民生課調べ

2 障害児を取り巻く環境等

(1) 教育・保育の環境

①障害児保育等の実施状況の推移

保育園、認定こども園、幼稚園における障がいのある児童の在籍者数を見ると、平成 29 年に一時的に大きく減少しましたが、概ね 30 人前後推移しています。

なお、加配職員は、児童数の推移を踏まえて配置されています。

■ 保育園等における障害児の在籍者数の推移 ■

(単位：人)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)	令和 2 年
保育園	障がいのある 児童数	31	20	29	27	29
	加配職員数	18	12.5	12	15	16
認定こども園	障がいのある 児童数	0	0	1	0	0
	加配職員数	0	0	1	0	0
幼稚園	障がいのある 児童数	4	4	3	4	2
	加配職員数	1.5	0	0	1.5	1
計	障がいのある 児童数	35	24	33	31	31
	加配職員数	19.5	12.5	13	16.5	17

※各年 4 月 1 日現在

資料：民生課幼児対策室調べ、福祉行政報告例、他

②特別支援学級（小学校）の在籍者数

特別支援学級（小学校）の在籍者数における障がいのある児童の在籍者数を見ると、平成 28 年以降、増加傾向で推移しています。

■特別支援学級（小学校）の在籍者数の推移■

(単位：人)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)	令和 2 年
知的障害	学級数	7	7	6	4	7
	児童数	20	20	17	15	18
自閉・ 情緒障害	学級数	3	4	5	5	6
	児童数	5	14	17	16	21
身体障害	学級数	0	0	0	0	0
	児童数	0	0	0	0	0
通級	児童数	11	16	27	29	26

※各年 4 月 1 日現在

資料：教育委員会調べ

③特別支援学級（中学校）の在籍者数

特別支援学級（中学校）の在籍者数における障がいのある児童の在籍者数を見ると、平成 28 年以降、概ね横ばいで推移しています。

■特別支援学級（中学校）の在籍者数数の推移■

(単位：人)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)	令和 2 年
知的障害	学級数	3	3	3	3	3
	児童数	15	12	12	13	14
自閉・情 緒障害	学級数	2	2	2	2	2
	児童数	3	5	3	3	3
身体障害	学級数	1	1	1	1	1
	児童数	1	1	1	1	1
通級	児童数	0	0	0	0	0

※各年 4 月 1 日現在

資料：教育委員会調べ

3 アンケート調査から見える状況

(1) アンケート調査の実施概要

本計画の策定にあたり、障がいのある人やその家族に生活の状況やご意見などをお聞きし、今後の障害福祉の具体的な施策を推進する際の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

■ 調査の実施概要と回収結果 ■

調査種別	障がいのある児童（18歳未満）	障がいのある人（18歳以上）
調査地域	白浜町全域	
調査対象	18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証を交付されている方、支援学級・支援学校に所属する方	18歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証を交付されている方
抽出法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査時期	令和2年7～8月	
配布数	50票	300票
回収数	24票	144票
回収率	48.0%	48.0%

(2) アンケート調査結果の概要

調査結果概要は以下のとおりです。

※グラフ中の「n」は回答数。

①アンケート対象者・回答者について

【障がいのある児童（18歳未満）】

すべて、「親」が回答しています。

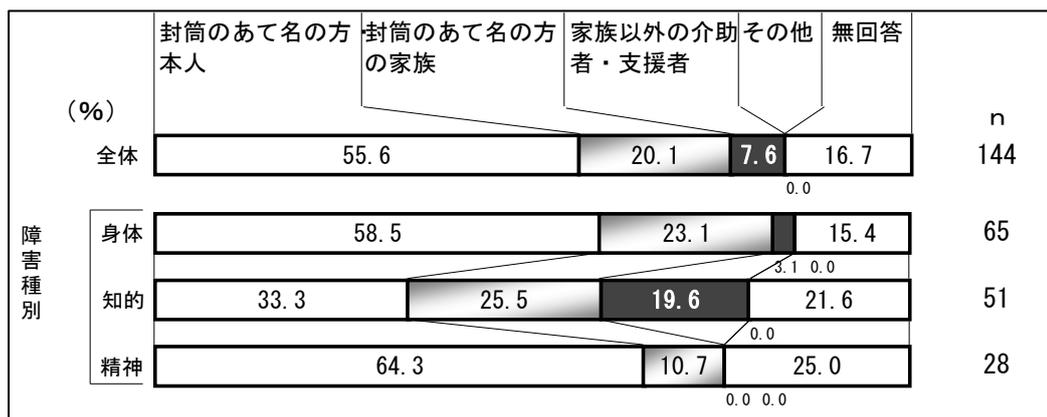
■ アンケート対象者・回答者について ■



【障がいのある人（18歳以上）】

全体では、「封筒のあて名の方本人」が過半数を占めていますが、障害種別で見ると、知的障がいのある人では、33.3%にとどまり、「家族以外の介助者・支援者」が約2割にのぼるなど、他の障害種別より、本人以外の回答割合が高くなっています。

■ アンケート対象者・回答者について ■

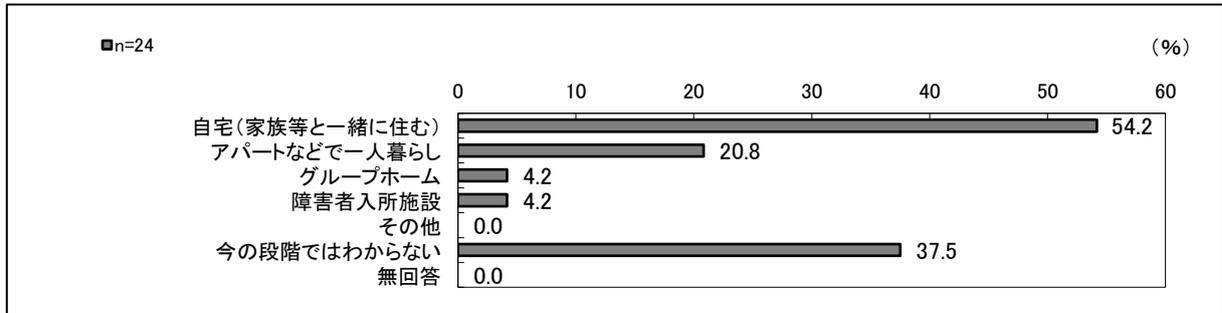


②住まいや暮らしについて

【障がいのある児童（18歳未満）】

希望する暮らしについては、「自宅（家族等と一緒に住む）」が第1位となっていますが、「今の段階ではわからない」と決めかねている人が4割弱にのぼります。

■ 住まいや暮らしについて ■

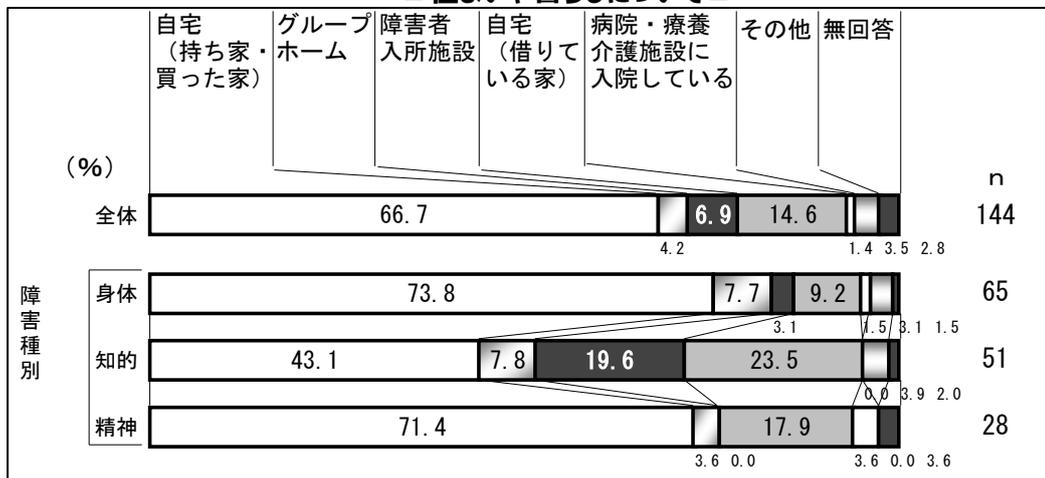


【障がいのある人（18歳以上）】

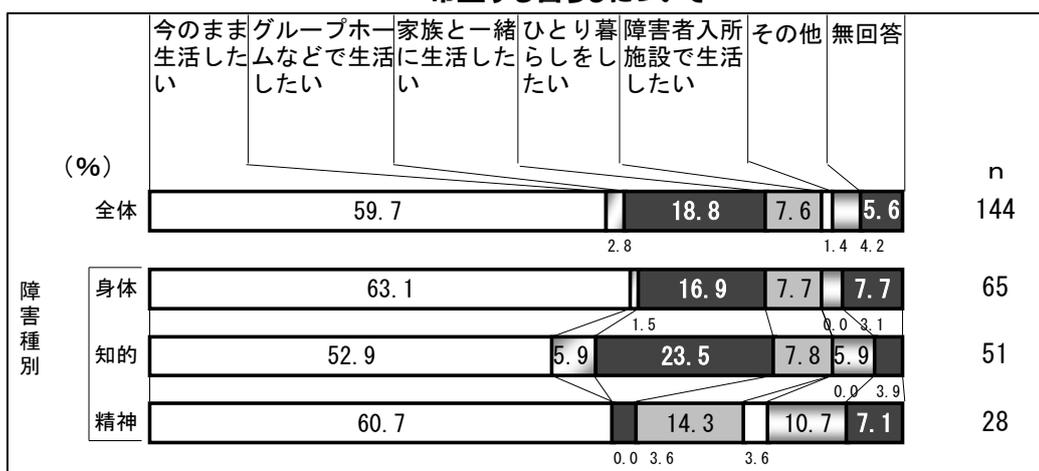
現在暮らしている場所は「自宅（持ち家・買った家）」が最も多く、「自宅（借りている家）」を合わせた8割強が「自宅」となっています。

また、約5年後に希望する暮らしについては、全体では「今のまま生活したい」が約6割で最も多くなっていますが、障害種別で見ると、知的障がいのある人は5割強にとどまり、「家族と一緒に生活したい」が2割強を占め、精神障がいのある人の「ひとり暮らしをしたい」の割合も他の障害種別より高くなっています。

■ 住まいや暮らしについて ■



■ 希望する暮らしについて ■



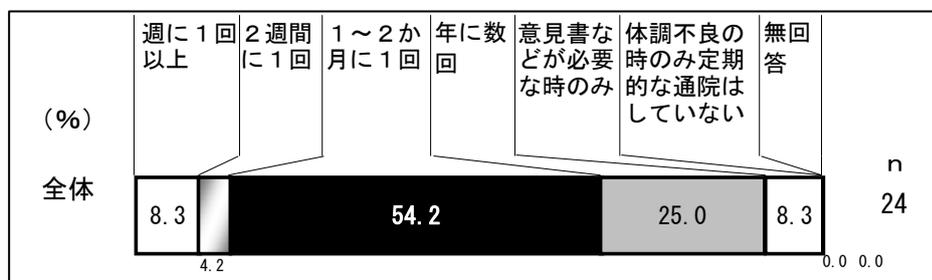
③通院について

【障がいのある児童（18歳未満）】

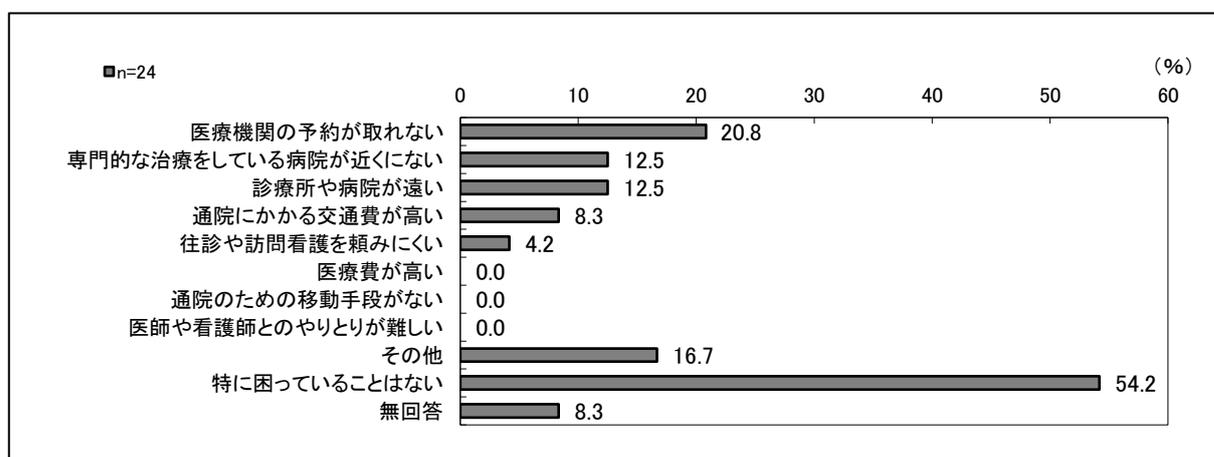
通院の頻度は、「1～2か月に1回」が過半数を占めます。

また、通院の時に困ることは、「特に困っていることはない」が過半数を占めますが、具体的には、「医療機関の予約が取れない」が第1位、次いで、「専門的な治療をしている病院が近くにない」・「診療所や病院が遠い」（同率12.5%）の順となっています。

■ 通院について ■



■ 通院の時に困ることについて ■



【障がいのある人（18歳以上）】

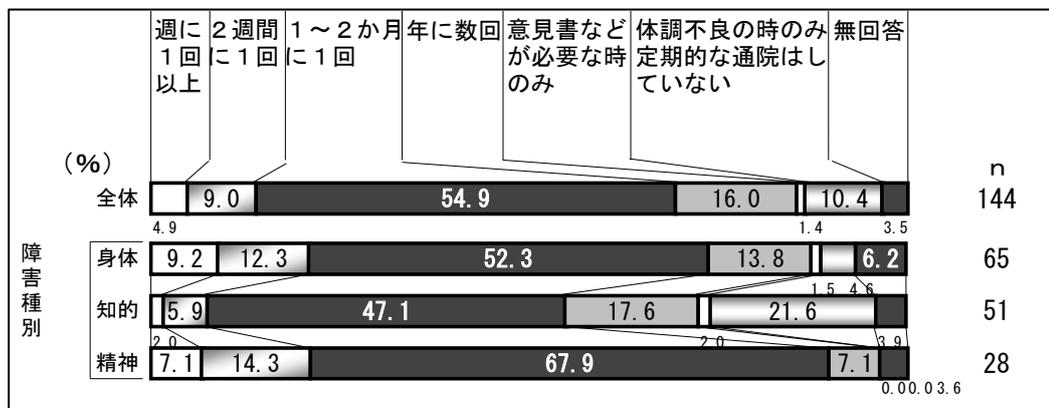
通院の頻度は、全体では、「1～2か月に1回」が過半数を占めます。

障害種別に見ると、知的障がいのある人では、「体調不良の時のみ定期的な通院はしていない」が2割強にのぼるなど、通院の頻度が低いことがうかがえます。

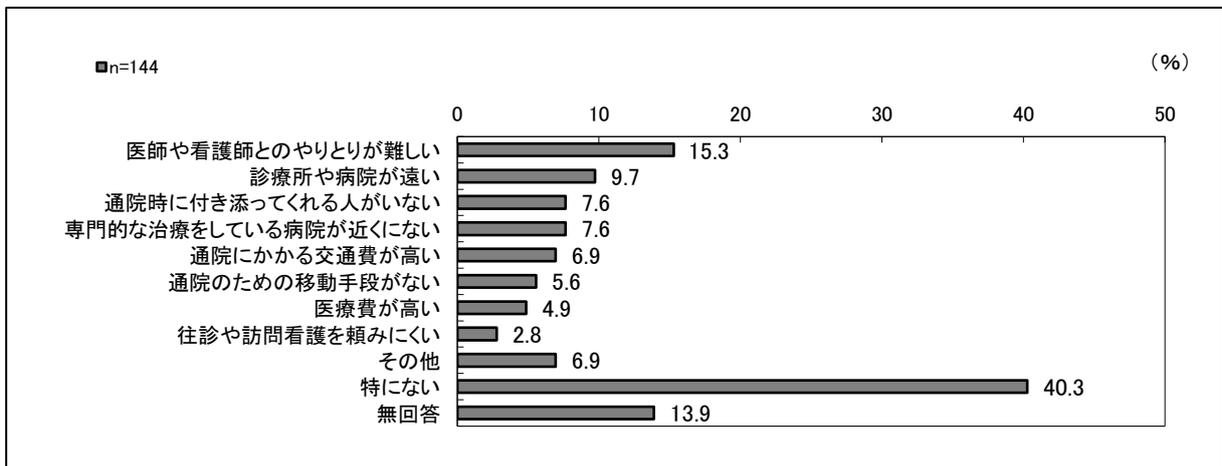
また、通院の時に困ることは、「特にない」が約4割を占めますが、具体的には、「医師や看護師とのやりとりが難しい」が第1位となっています。

障害種別で見ると、身体障がいのある人と知的障がいのある人は「医師や看護師とのやりとりが難しい」がそれぞれ第1位となっており、コミュニケーションの問題が挙げられている一方、精神障がいのある人は「診療所や病院が遠い」が第1位、「専門的な治療をしている病院が近くにない」が第2位となっており、身近に医療機関がないことが主に挙げられています。

■ 通院について ■



■ 通院の時に困ることについて ■



■ 通院の時に困ることについて（全体・障害種別） ■

(単位：%)

	合計 (人)	問13 医療のことで何か困っていること										
		通院時に付き添ってくれる人がいない	専門的な治療をしている病院が近くにない	診療所や病院が遠い	往診や訪問看護を頼みにくい	医療費が高い	通院にかかる交通費が高い	通院のための移動手段がない	医師や看護師とのやりとりが難しい	その他	特にない	無回答
全体	144	7.6	7.6	9.7	2.8	4.9	6.9	5.6	15.3	6.9	40.3	13.9
障害種別												
身体	65	7.7	12.3	4.6	3.1	3.1	6.2	3.1	13.8	4.6	40.0	18.5
知的	51	9.8	7.8	11.8	0.0	7.8	5.9	7.8	31.4	5.9	29.4	9.8
精神	28	7.1	14.3	21.4	7.1	0.0	7.1	3.6	7.1	14.3	32.1	21.4

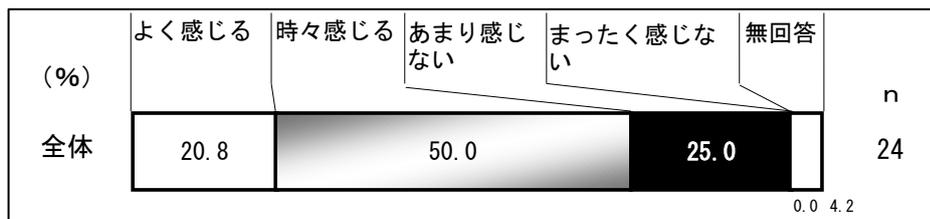
④権利擁護について

【障がいのある児童（18歳未満）】

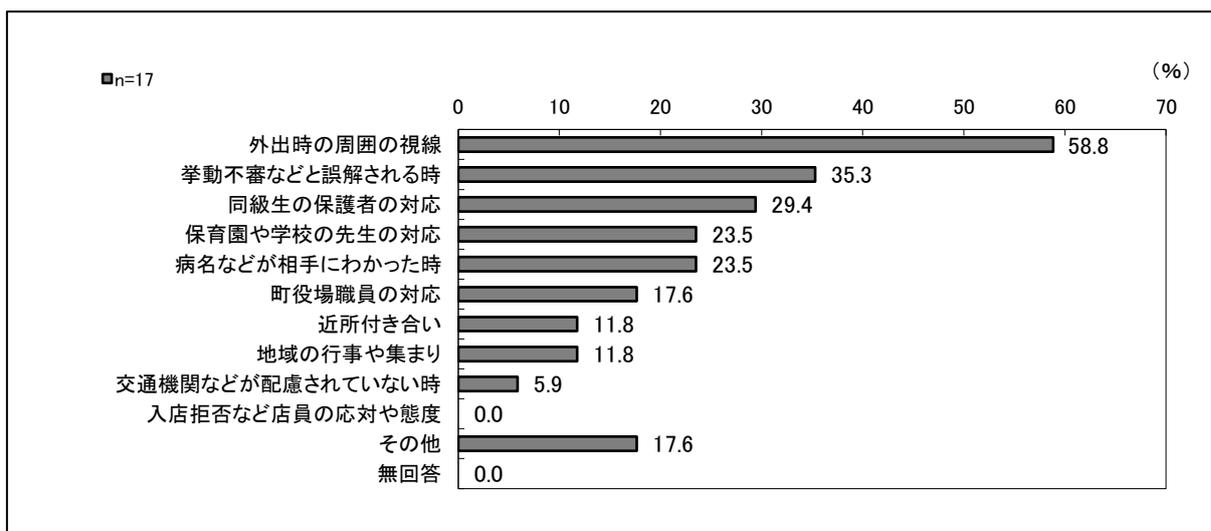
障害や発達の課題があることで差別や偏見を感じることの有無については、“感じる”（「よく感じる」と「時々感じる」の合計）が約7割を占めています。

また、差別や嫌な思いをした場面は、「外出時の周囲の視線（人の目）」が第1位となっています。

■ 障害への差別や偏見について ■



■ 差別や嫌な思いをした場面について ■



【障がいのある人（18歳以上）】

障害があることで差別や偏見、嫌な思いを感じたことの有無については、“感じる”（「よく感じる」と「時々感じる」の合計）が3割台半ばを占めています。

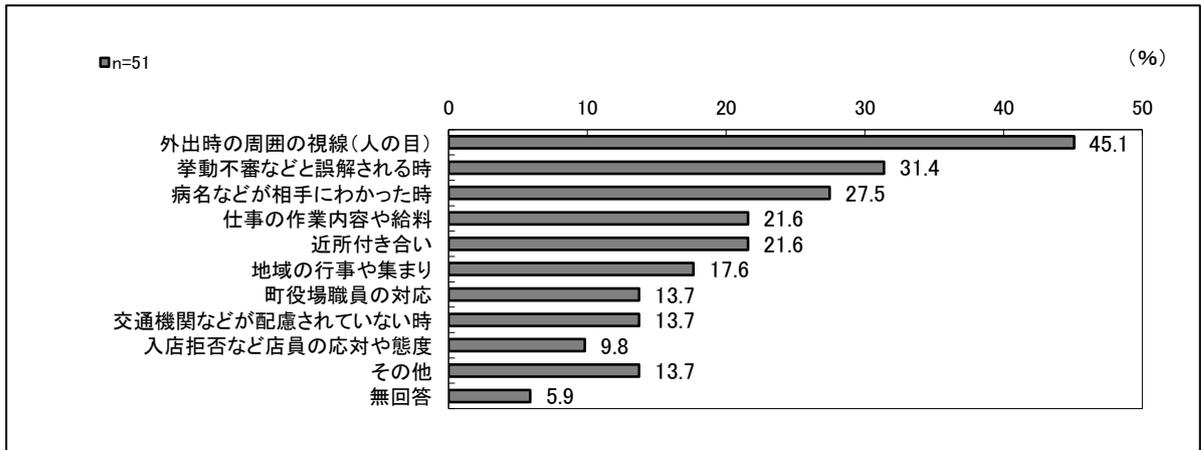
障害種別に見ると、前回の調査では知的障がいのある方の半数が“感じる”と答えていますが、今回の調査では精神障がいのある方の“感じる”割合が、他の障害種別より高くなっています。

また、差別や嫌な思いをした場面は、「外出時の周囲の視線（人の目）」が最も多くなっています。

■ 障害への差別や偏見について ■

障害種別	障害への差別や偏見について					n
	よく感じる	時々感じる	あまり感じない	まったく感じない	無回答	
全体	10.4	25.0	38.2	14.6	11.8	144
身体	7.7	24.6	36.9	16.9	13.8	65
知的	9.8	27.5	45.1	11.8	5.9	51
精神	32.1	17.9	21.4	10.7	17.9	28

■ 差別や嫌な思いをした場面について ■



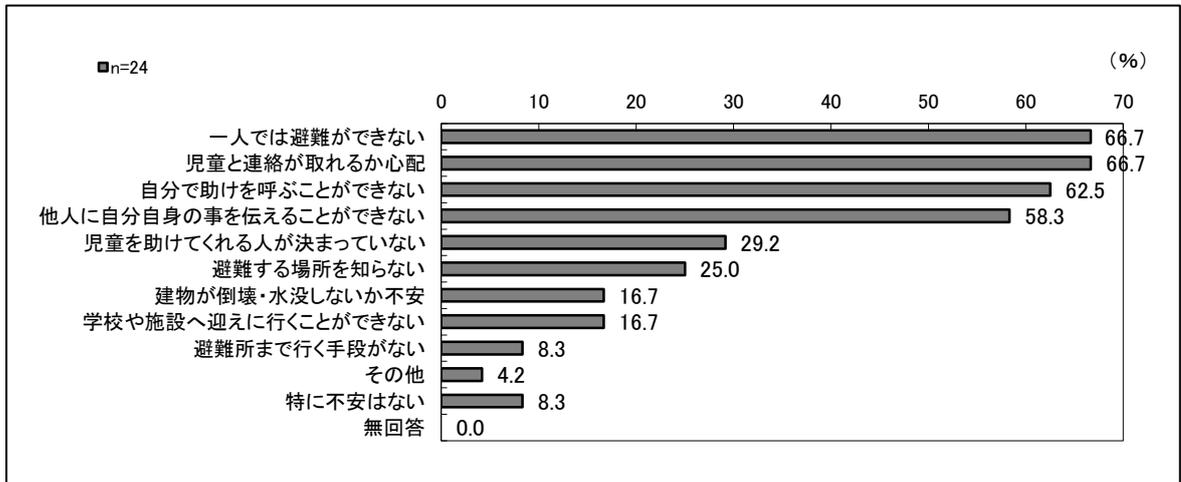
⑤ 災害時の避難について

【障がいのある児童（18歳未満）】

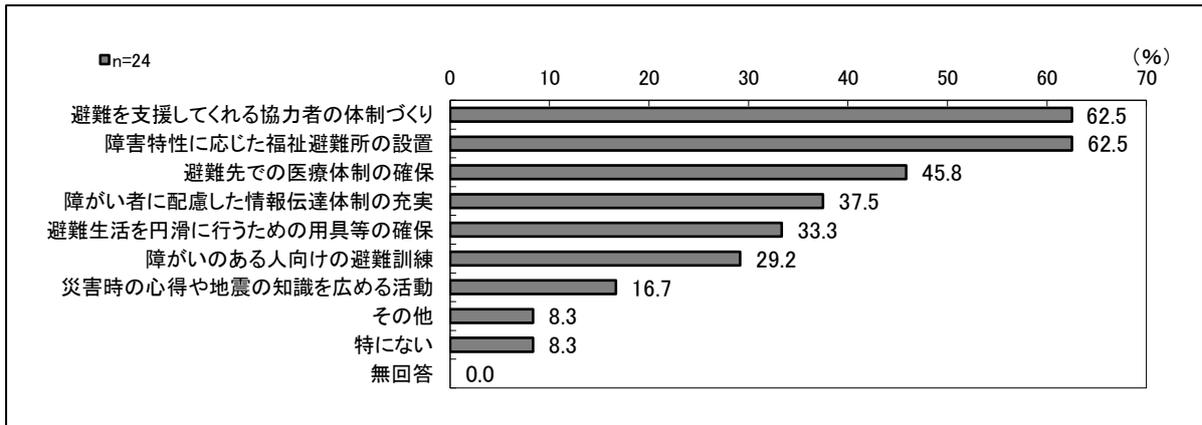
地震や台風などの大災害が起きた場合に不安なことは、「一人では避難ができない」・「児童と連絡が取れるか心配」(同率)が第1位となっています。

また、町が取り組むべきと思う災害対策は、「避難を支援してくれる協力者の体制づくり」・「障害特性に応じた福祉避難所の設置」(同率)が第1位となっています。

■ 災害時の避難について ■



■ 町が取り組むべきと思う災害対策について ■

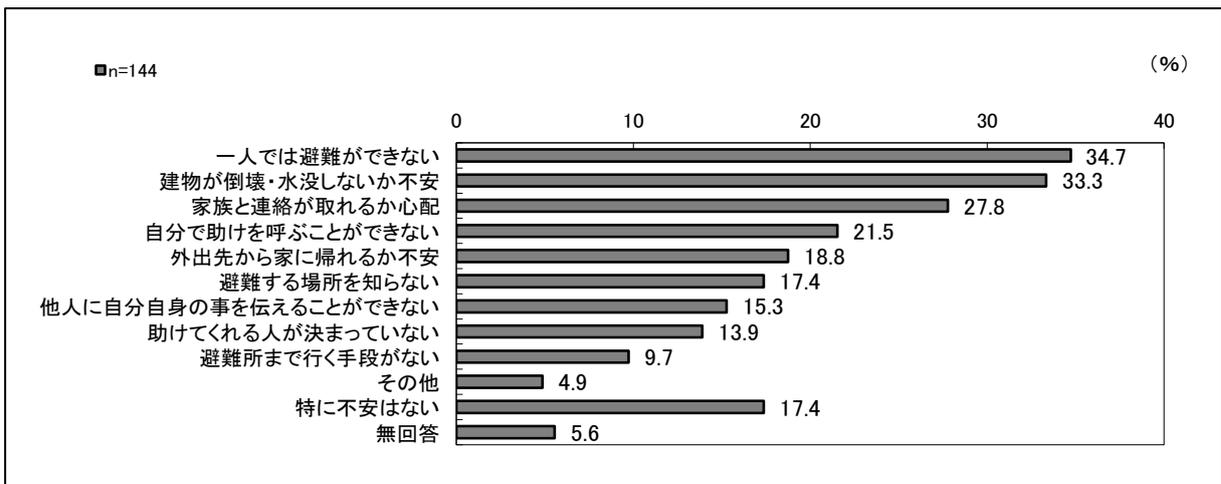


【障がいのある人（18歳以上）】

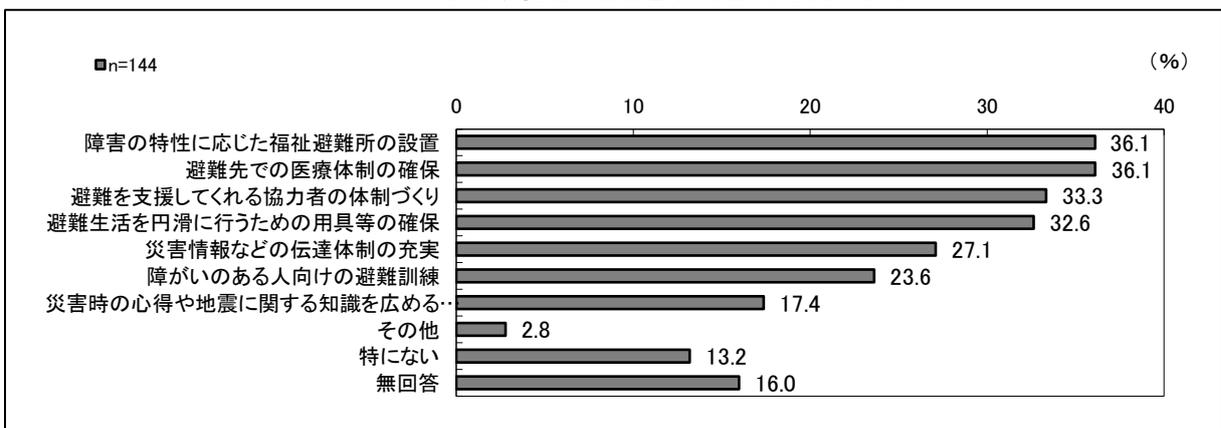
地震や台風などの大災害が起きた場合に不安なことは、「一人では避難ができない」が第1位、次いで、「建物が倒壊・水没しないか不安」の順となっています。

また、町が取り組むべきと思う災害対策は、「障害の特性に応じた福祉避難所の設置」・「避難先での医療体制の確保」（同率）が第1位となっています。

■ 災害時の避難について ■



■ 町が取り組むべきと思う災害対策について ■



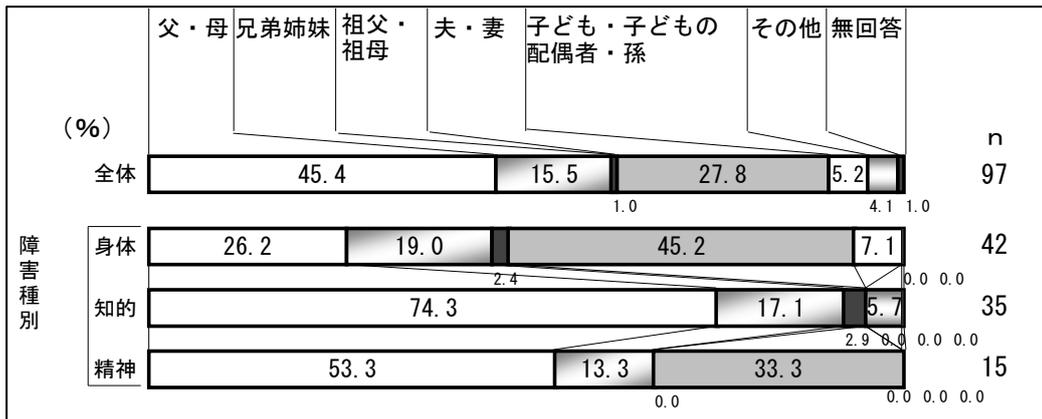
⑥介助・支援しているご家族などについて

【障がいのある人（18歳以上）】

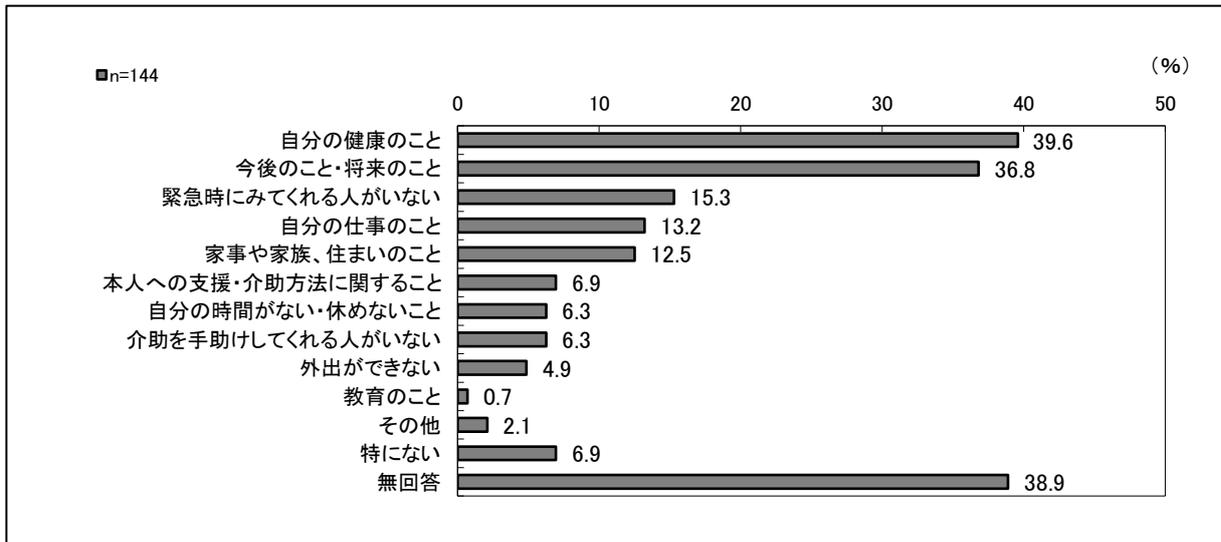
主な介助者・支援者は「父・母」が主となっていますが、障害種別で見ると、身体障がいのある人は「夫・妻」が多数を占めます。

また、困っていることや不安なことは、「自分の健康のこと」が第1位、次いで、「今後のこと・将来のこと」が続きます。

■ 介助・支援しているご家族などについて ■



■ 困っていることや不安なこと ■

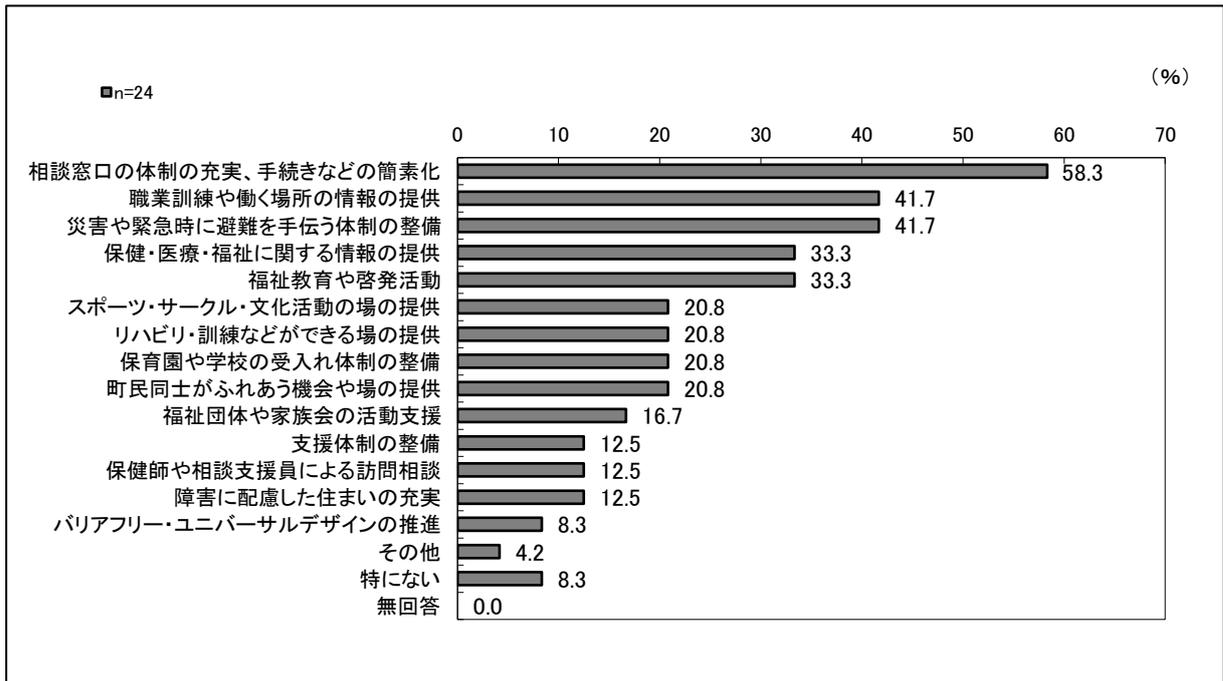


⑦障がいのある人が暮らしやすい町になるために必要なことについて

【障がいのある児童（18歳未満）】

暮らしやすい町になるために必要なことについては、「相談窓口の体制の充実、手続きなどの簡素化」が第1位、次いで、「職業訓練や働く場所の情報の提供」、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」の順となっています。

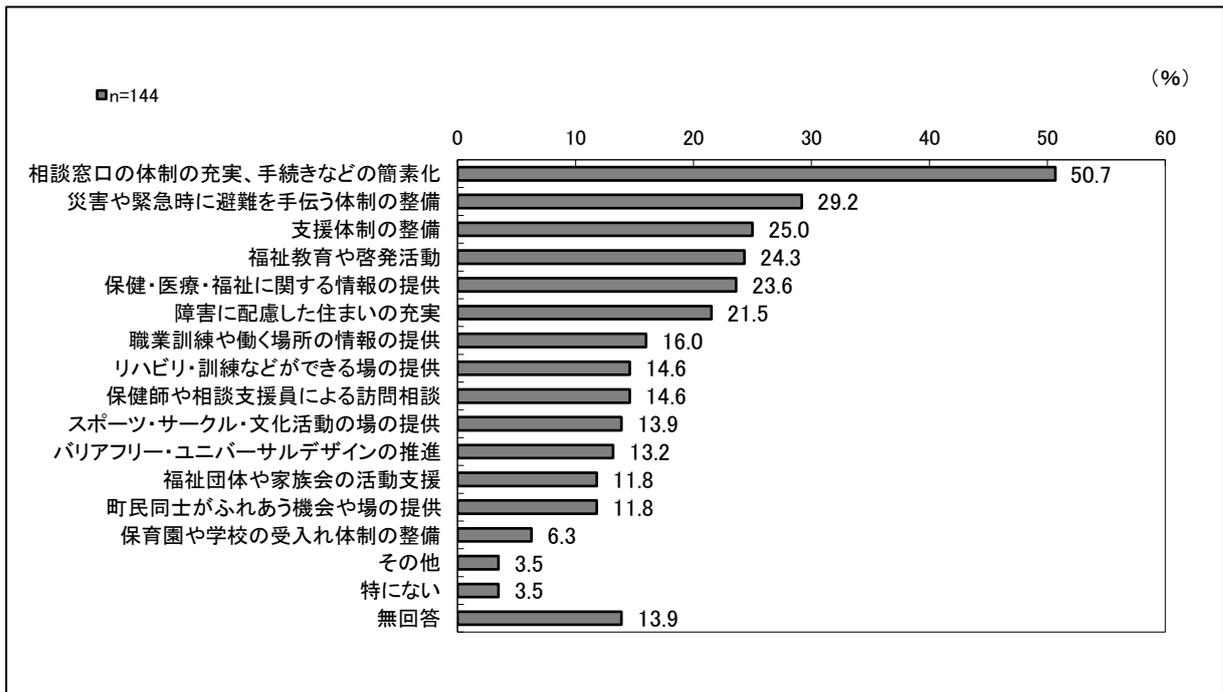
■ 暮らしやすい町になるために必要なことについて ■



【障がいのある人（18歳以上）】

暮らしやすい町になるために必要なことについては、「相談窓口の体制の充実、手続きなどの簡素化」が第1位、次いで、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」、「支援体制の整備」の順となっています。

■ 暮らしやすい町になるために必要なことについて ■



4 課題のまとめ

(1) 地域で支え、見守る環境づくりの重要性の高まり

本町における人口・世帯の推移や障がいのある人の状況を踏まえると、障がいのある人の増加や高齢化、さらには介助者の高齢化の進行など、今後、障がいのある人を取り巻く環境は、一層厳しくなることが予想されます。

アンケート調査では、悩み事などがあった時の相談先として「家族・親族」が第1位に挙げられています。核家族化の進行などにより、相談先の減少が懸念されることから、身近で安心して相談できる環境づくりが必要です。

また、障害福祉サービスについて、「名前も内容も知らない」と2割強が回答していることや、障害福祉に関する制度の改正頻度が比較的高いことを踏まえ、引き続き、情報アクセシビリティ[※]に配慮した情報提供の充実が必要です。

さらに、障害があることで差別や偏見等を感じたことを“感じる”と3割台半ばの方が回答し、場面としては、「外出時の周囲の視線（人の目）」が最も多くなっていることから、社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消に向けて、啓発活動を実施する必要があります。

(2) 保健・医療の役割の重要性の高まりと関係機関との連携強化の必要性の高まり

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を踏まえると、精神障がいのある人への医療の提供・支援を可能な限り身近な地域において行うとともに、社会的入院を解消するという国が示す方向性を鑑み、重点的に取り組む必要があります。また、障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意しながら、地域医療体制等の充実を図ることも重要です。

本町においては、18歳未満の障害者手帳所持者の増加が顕著となっていますが、特別な支援を必要とする児童の早期支援体制の確立と保護者やその児童に寄り添った支援方法の検討、各支援機関が相互に連携を図るための仕組みづくりも重要な課題といえます。

なお、医療機関やサービス事業所の職員などの支援者から情報を入手している割合も高いことから、各機関が連携し総合的な支援体制を確立することが重要です。

アンケート調査では、主に介助や支援をしている人の年齢について、“70歳代以上”が約4割を占めることや高齢化の進行を踏まえると、障がいのある人を家族等への支援の必要性も高いといえます。

[※] 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

(3) その人らしく暮らせる環境づくりの必要性の高まり

東京パラリンピック開催などによる障害者スポーツや紀の国わかやま文化祭 2021 開催などによる障害者芸術文化交流に対する関心が高揚していることから、障がいのある人の生活を豊かにすべく、障がいのある人の地域社会の一員として活躍したいという意欲の向上や、社会活動への参画機会の充実、文化芸術活動や余暇・レクリエーション、スポーツを気軽に親しめる環境づくりが求められています。

また、地域で自立して生活するためには、障害福祉サービスの充実や障害年金などの経済的支援、就労・雇用支援、金銭管理などの権利擁護事業の活用など様々な社会資源を組み合わせ、障がいのある人が安心して地域で生活できる支援体制の構築が必要となります。

さらに、障がいのある人の高齢化が進み、外出支援へのニーズが高まる中、アンケート調査では、外出する時の交通手段として、「自家用車・バイク（自分で運転）」、「自家用車・バイク（家族が運転）」が上位に挙げられていることから、安心して気軽に外出し、社会参加することのできる仕組みづくりが重要です。

(4) 安全・安心の確保

大規模災害や障がいのある人が被害を受けるトラブルが後を絶たない中、予防、対策の重要性が一層高まっています。近年においては、災害後の避難生活が長期化することも度々みられることから、長期化も視野にいれた防災体制の構築が必要です。

アンケート調査では、災害が起きた場合に不安に感じることについては、「一人では避難ができない」、災害が起きた場合に助けてくれる人については、「同居の家族」との回答が多数を占めており、高齢化や核家族化が進行する本町においては、自助防災が困難な障がいのある人への支援のあり方が大きな課題といえます。

また、障がいのある人が地域で安全に安心して暮らせる生活環境の充実に向けて、住環境の整備やアクセシビリティに配慮した施設等の普及、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

第3章 計画の基本方向

1 基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も可能な限り身近な場所において社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる共生社会の実現のための施策の推進を図ります。また、支援を必要とする障がいのある人が、日常生活や社会生活を営むために必要な支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについて幅広く選択できる仕組みづくりの構築を基本理念とし、施策・事業の推進を図ります。

計画の基本理念

地域とともに

誰もが自分らしく 安心して生活できる まちづくり

2 基本目標

本計画は、「地域とともに 誰もが自分らしく 安心して生活できる まちづくり」を基本理念とし、次の4つを基本目標に掲げ、施策・事業の推進を図ります。

(1) とともに生きる地域づくり

様々な障害に関する福祉教育や啓発活動を通じて、障がいのある人への差別解消や合理的配慮を推進します。

また、障がいのある人を支援するボランティアの方々や職員、各種団体の活動サポートの実施、相談支援体制の強化、コミュニケーション手段や情報の充実を行い、障がいがある人もない人も分け隔てなく、ともに生きる地域づくりを目指します。

(2) 早期対応と連携支援の推進

健診や保育、学校教育などの場において障害の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、障がいのある人のライフステージごとの各支援主体が相互に連携を図り、情報の交換や支援方法の検討を行い、支援連携体制の確立を目指します。さらに、家族などの介護者への支援の充実を図ります。

(3) 自立促進と社会参加の支援

自己決定を尊重した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの充実や就労支援、権利擁護事業の推進を図ります。

また、スポーツ・文化などを通じた社会参加の促進や社会参加するための移動手段の確保・整備を推進します。

(4) 安全・安心のまちづくり

障害の特性に配慮したまちづくりや住居の確保、防災・防犯対策を推進するとともに、障害福祉における自助・共助・公助のあり方の検討を行い、誰もが安心して過ごすことのできるまちづくりを推進します。

3 重点施策

本計画では、アンケートやこれまでの経過を鑑み、以下の2点を重点施策として設定し、課題の解決に取り組みます。

(1) 相談支援体制の確立

相談支援体制の強化に取り組んでいるものの、相談窓口がわからない、障害福祉サービス等の制度について知らない等、相談支援に関する課題が多い状況にあるため、制度や相談窓口の周知啓発を強化します。

(2) 災害など非常時の安全確保

災害発生時に不安を抱える障がいのある人やその家族が多い状況にあることから災害時避難行動要支援者個別計画や福祉避難所の整備を強化します。

4 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の展開

★→重点施策

地域とともに

誰もが自分らしく

安心して生活できる

まちづくり

1. ともに生きる

地域づくり

★(1) 相談支援体制の確立

(2) 福祉教育・啓発活動・
合理的配慮の推進※

(3) 人材の確保・育成・支援

(4) 情報提供・
コミュニケーション手段の充実

2. 早期対応と

連携支援の推進

(1) 医療・保健・福祉の推進

(2) 保育・療育・学校教育の連携

(3) 家族など介護者への支援の充実

(4) 総合的な支援体制の確立

3. 自立促進と

社会参加の支援

(1) 多様な社会活動の提供と仕組みづくり

(2) 障害福祉サービス・就労支援・
雇用の円滑な推進

(3) 経済的支援の推進

(4) 自己決定の尊重と権利擁護事業の推進

4. 安全・安心の

まちづくり

(1) 防災・防犯対策など地域安全の推進

★(2) 災害など非常時の安全確保

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 住まいの確保・整備

※ 合理的配慮とは…公共機関や会社、お店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することです。

第4章 施策の推進体制

1 ともに生きる地域づくり

(1) 相談支援体制の確立（★重点施策）

障がいのある人の多様化するニーズや障害の特性や生活環境等に応じた適正な対応ができるよう、各相談支援事業所や基幹相談支援センター、自立支援協議会などの関係機関等と連携し、必要な時に身近な場所で、気軽に相談できる体制を充実していくとともに、各種相談窓口の周知を図ります。

① 専門職の配置

令和2年現在、民生課福祉係に社会福祉士、精神保健福祉士を各1名、幼児対策室に保健師1名、包括支援センターに社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、保健師1名、看護師1名を配置しています。人口減少に伴い、職員数も減少配置となっていますが、専門性の確保や長期的な支援体制の維持のためにも専門職が専門職として勤務できる体制の確保に努めます。

また、聴覚や視覚障がいのある人をサポートする手話通訳士やガイドヘルパー等の専門的な職員が配置されていないことから、職員一人ひとりが障害に対する理解や合理的配慮ができるよう障害福祉に関する研修への参加に努めます。

② 各窓口の相互連携

障がいのある人やその家族、支援者からの相談等、障害福祉に関連する相談は、民生課福祉係の窓口だけではなく、税や転出入などの各種手続きに関連することが多いことから、各窓口の職員の基本的な障害福祉制度の理解や可能な限り各窓口の職員が最初に相談を受け付けた窓口に出向き対応できるよう各窓口の相互連携の強化に努めます。

③ 委託相談支援事業の圏域化

これまで白浜町単独で委託白浜町障害児・者相談支援室ぼらんちを社会福祉法人やおき福祉会、社会福祉法人ふたば福祉会に委託し実施してきましたが、令和3年度以降、白浜町のぼらんち、田辺市のゆめふる、各町の委託相談支援事業を統合し、田辺市民総合センターに圏域の委託相談支援事業所「西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ」を開室します。

圏域の委託相談支援事業所には8名の専従職員が設置され、1市4町の相談支援を実施することから相談員の配置は増加しますが、白浜町から窓口が遠方となるため、自宅や事業所へ相談員が出向くアウトリーチ型の相談支援体制の強化に努めます。また、気軽に安心して相談できる環境の整備、プライバシーに配慮した相談場所の確保や個別相談の実施や相談支援の質の向上を図ります。

④基幹相談支援センターにしむろとの連携

西牟婁圏域の基幹相談支援センターである「基幹相談支援センターにしむろ」が令和2年度に開室されました。基幹相談支援センターでは、計画相談支援事業所や委託相談支援事業所からの相談を受け付け、より一層質の高い相談支援体制の構築や市町・圏域を越えたケースの対応を行っています。また、自立支援協議会の事務局を担い、西牟婁圏域における障害福祉サービスの質の向上や社会資源の充実に取り組みます。

(2) 福祉教育・啓発活動・合理的配慮の推進

障害の有無等にかかわらず互いを尊重する社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備推進や学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解、交流並びに共同学習の一層の推進を図るなど、学校教育を通じた障害や障がいのある人への理解促進に努めます。また、障害や障がいのある人に対する偏見や差別を解消すべく、社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動の実施、障がいのある人も参加しやすいイベントづくりの推進に努め、障がいがある人もない人も差別されることなく参加できる合理的配慮の推進を目指します。

(3) 人材の確保・育成・支援

福祉サービスを支える人材の不足が懸念される中、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。また、社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携し、ボランティア団体やNPO団体、当事者団体の活動支援の実施や助成、運営の補助を行っています。今後も継続して、各団体の活動の充実に努めるために、団体活動への支援に努めます。

西牟婁圏域障害児・者相談センターにしむろや自立支援協議会、基幹相談支援センターにしむろと連携し、支援者向けのスキルアップ研修の開催や、支援者からの相談受付を実施し、福祉人材の育成・支援の推進に努めます。また、聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人、たん吸引等の医療的ケアが必要な人など、障害特性に応じた支援を提供できる人材の確保については、手話奉仕員養成講座の開催や西牟婁振興局の実施する講座や研修の周知啓発を実施し、手話奉仕員やガイドヘルパーなどの育成に努めます。

(4) 情報提供・コミュニケーション手段の充実

意思疎通支援事業や移動支援事業の利用、ボランティア等の同行により、受診時や行政手続き時などに、障害特性に配慮した情報提供や、コミュニケーションの支援を行っています。また、障害福祉サービス情報提供ツールとして、「福祉サービス等ハンドブック」を平成 26 年度から作成し、和歌山県の発行する「障害児者福祉のしおり」とあわせて、障害者手帳交付時や相談窓口業務などに活用しています。障害福祉サービスをはじめ各種サービスの内容、サービス利用にあたっての手続きなどの周知パンフレットの作成や、事業所の新規開設や転居などに伴うハンドブックに必要な更新を行いながら、情報提供の充実に努めます。

また、発達障害や聴覚障害などの障害特性に配慮し、補聴器や筆談、拡大鏡、絵カードなどの機器の活用し、一人ひとりが活用しやすいコミュニケーションツールの提供や、手話通訳士や言語聴覚士などコミュニケーションに関する専門的な職員との連携を強化し、支援者と障がいのある人のコミュニケーション能力の向上に努めます。

2 早期対応と連携支援の推進

(1) 医療・保健・福祉の推進

疾病等の早期発見・治療・療養を図るため、各種健診への受診率の向上や医療費の負担軽減、訪問歯科や往診・訪問看護など在宅医療の充実に努めます。令和3年度から、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児の健診、2歳6か月児の健康相談に加え、障害等の早期発見・早期対応を目指し、5歳児健診の実施を予定しています。医療・保健・福祉が連携し、障がいのある児童やその家族への早期対応や円滑な情報共有等、包括的な支援体制の確保を図ります。また、年々増加している心の病について、早期に医療機関につながるよう相談支援体制の充実や臨床心理士によるカウンセリングの実施、医療費の負担軽減に努めます。

(2) 保育・療育・学校教育の連携

障害の有無によって分け隔てられることなく、可能な限りともに保育・教育を受けることのできるよう保育所や学校のバリアフリー化の整備を進め、円滑に教育・保育等を提供できるよう必要な支援を行います。また、障がいのある児童の担任だけでなく保育・教育に従事するすべての職員を対象とした障害福祉制度や障害への理解研修等の企画に努めるとともに、保育所等訪問支援事業の実施等により療育との連携の強化に取り組み、障害特性に応じた支援内容や方法、教材の工夫改善に努めます。

(3) 家族など介護者への支援の充実

障がいのある児童の家族などの介護者に対し、障害福祉制度に関する情報の提供や相談支援体制の周知・利用の促進、家族同士の交流の場の提供を図り、障がいのある人を支える家族の安心した生活の提供に努めます。特に、ヤングケアラー[※]においては、家庭内の悩みを周囲に打ち明けられない人も少なくないため、状況が見えづらいと考えられることから、これらの家族が孤立することのないよう、学校・教育等との関係機関と状況把握するとともに、相談窓口の整備・充実など支援体制の充実に努めます。

また、福祉・保健・医療の関係機関と連携を図りながら、障がいのある人を介護している家族の負担を軽減するためのサービスの充実や、障がいのある人の親なき後の暮らしの確保に向けて、相談や権利擁護事業、生活支援、住まい、緊急時の対応や地域の支援体制などの様々な課題について、白浜町障害福祉サービス等事業所連絡会や権利擁護運営委員会等において今後の方策を検討します。

[※] 病気や障がいなどのある家族を支える介護者のうち18歳未満の者のこと。

(4) 総合的な支援体制の確立

障がいのある人のライフステージごとに、主体となる相談機関が異なることにより、ライフステージが変化する時期に、それぞれの状況等に応じた支援体制が必要なことから、支援主体が変わっても切れ目のない総合的な支援体制の確立を目指します。

教育機関、保健・福祉機関、医療機関などとの連携を図り、障がいのある人に関する総合的な相談に応じ、児童福祉から障害福祉へ、障害福祉から高齢福祉への円滑な移行やニーズに対応した適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。

3 自立促進と社会参加の支援

(1) 多様な社会活動の提供と仕組みづくり

障害の有無に関係なく誰もが気軽に参加できる機会の提供を目指し、様々なコミュニケーション方法への対応や障害特性に応じた会場スペースの確保、移動手段の提供に努めます。令和3年度秋には、和歌山県で初めて全国障害者芸術文化祭（紀の国わかやま文化祭 2021）が開催され、白浜町ではそれぞれの作品をTシャツに印刷し、白良浜に展示を行う～白良浜 de ひらひら～T シャツアート展の開催を予定しています。スポーツや芸術文化イベント等を通じた交流の場の提供に努め、障害に配慮した多様な社会活動の環境の整備を図ります。

(2) 障害福祉サービス・就労支援・雇用の円滑な推進

平成 27 年度に白浜町障害福祉サービス等事業所連絡会を設置し、障害福祉に関する課題の検討や障害福祉施策の充実に向けて取り組んでいます。発達障害、難病、高次脳機能障害など障害種別を問わず障害福祉サービスを適正に受けることができるよう、サービスの充実・周知啓発に取り組めます。

就労に関する相談やサービスの利用が増加していることから、障がいのある人の社会参加、自立を促進するため、町のゴミ袋製作や清掃業務の委託など、障害者施設から優先的な物品の調達を推進します。また、一般企業などでの障害者雇用促進に向けて、県・周辺市町・事業所・企業での体験学習の充実やジョブコーチ支援事業やトライアル雇用制度の活用など、就労支援の強化に努めるとともに、誰もが働きやすい環境づくりの推進、職場内での障がいのある人への理解・配慮に努めます。

(3) 経済的支援の推進

就労が困難であったり工賃等では十分な生活資金を得ることができなかつたりする場合において、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等による経済的支援をする必要があることから、町の広報や制度を紹介したパンフレットの配布や啓発ポスターの掲示、窓口での各種年金、手当などの周知徹底を図ります。

また、障害年金の申請等、経済的支援の手続きにおいて、専門的な相談支援を要する場合は、弁護士や行政書士、西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわなどの支援機関が密に関わり、それぞれの障害状況に応じた経済的支援に適切につながるよう、支援の確保・推進に取り組めます。

(4) 自己決定の尊重と権利擁護事業の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重した意思決定の支援に努め、自立と社会参加の実現を図ります。また、「障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するなど、障害者の権利擁護に向けて、平成 30 年度には白浜町権利擁護運営員会を成年後見制度利用促進に向けた地域連携ネットワークとして、そして障害者差別解消に向けた障害者差別解消支援地域協議会として位置づけ、国が求める地域連携ネットワークの中核的な役割を果たす組織を担い、自己決定の尊重と権利擁護事業の推進に努めます。

4 安全・安心のまちづくり

(1) 防災・防犯対策など地域安全の推進

地域において安全・安心に生活することができるよう、障がいのある人への犯罪・事故防止や災害時とともに支え合う体制づくりとして、民生委員・児童委員や福祉委員などによる見守り活動や、地域住民同士の日ごろからのあいさつや声かけ運動など、顔が見える地域づくりの推進を目指します。

また、ひとり暮らしの障がいのある人や高齢者の家庭に緊急通報装置の設置を進め、緊急時に通報できる体制を確保しており、今後も継続して実施します。

(2) 災害など非常時の安全確保（★重点施策）

①避難行動要支援者個別計画の整備

災害発生時に一人では避難が困難な障がいのある人や高齢者などを対象に作成する、避難行動要支援者個別計画の整備を推進し、障がいのある人が生活する身近な地域において、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などが、避難行動要支援者情報を共有することで効果的な支援体制を構築します。また、災害時に迅速で的確な活動ができるように、防災意識の啓発や避難場所・避難所の確認を含めた地域での防災訓練に、障がいのある人やその家族、支援者とともに参加できる体制を構築します。

②障害に配慮した避難場所や避難所等の整備

災害発生時においては、混乱が生じていることが多く、障がいがある人やその家族等は避難場所への移動や避難所での生活に不安を抱えていることで避難ができないことがあることから、安心して避難場所へ移動できる手段の確保や避難所の整備、避難所運営者や避難者の障がいのある人への配慮や障害に対する理解の促進に努めます。

災害発生時に情報提供やコミュニケーションに配慮が必要な障がいのある人は、情報難民になる可能性が高いため、特に障害特性に配慮した情報伝達方法の確保策として、音声だけではなく字幕やインターネットの活用など、様々な手法を駆使した情報の伝達の実施に努めます。あわせて、携帯電話会社の協力により、災害時に避難所開設などの情報をメール配信するサービスについて、防災マニュアルにも掲載し、活用を促進します。

③福祉避難所の設置

大規模災害などにより長期的な避難生活が必要となる場合を想定し、人工呼吸器の使用や寝たきり状態等により、電源の確保や医療・介護・福祉的な支援が特に必要な重度の障がいのある人とその家族が安心して避難生活を送ることのできる福祉避難所を町内に複数箇所指定し、町内及び圏域内の福祉施設や医療機関と連携がとれる体制を確保します。

④感染症対策の充実

障がいのある人が安心して暮らせるよう、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を徹底し、関係部署や関係機関等と連携して取り組みます。また、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所に対し、国・県と連携して感染症対策の情報提供、指導、物資の提供等適切な支援を行います。さらに、新型コロナウイルスの感染症拡大を踏まえ、集団感染の発生が懸念される入所施設や避難所等における感染対策に努めます。

(3) ユニバーサルデザイン[※]のまちづくり

身体障害に配慮した施設のハード面の整備だけでなく、発達障害や精神障害、知的障害など障害種別を問わず誰もが利用しやすい公共施設となるよう、個別対応やコミュニケーション方法の工夫などソフト面においても環境整備に努めます。また、公共施設以外の不特定多数が利用するサービス業などの施設においても多目的トイレやスロープ、手すりの設置、段差の解消、障害者用駐車場の整備、絵付きの案内表示、座席位置の配慮などの指導・助言に努めます。

特にJR白浜駅周辺や空港、白良浜一帯など、歩行者の多い場所については、必要性・緊急性に配慮しながら、道路整備計画を推進し、歩道の整備、道路障害物の排除、絵付きの案内表示などのユニバーサルデザインを推進します。

(4) 住まいの確保・整備

障害の有無に関係なく安心して生活できる住まいの確保として、日常生活用具の給付や住宅改造助成制度の活用による住宅の改修の推進、近隣住民や家主を対象に障害や障がいのある人への理解啓発・差別解消に努めます。また、ひとり暮らしが困難な障がいのある人や現在入院または施設に入所している障がいのある人が、地域での生活を希望される場合に安心して地域で暮らせるよう、民間の協力を得ながら、ニーズにあった住まいの確保や障害福祉サービスの適正な支給、グループホームの確保に努めます。

また、障がいのある人の高齢化が進んでおり、介護保険施設などへの入所が容易でないなどの課題が生じているため、介護保険事業所や地域包括支援センターなどと連携を図り、高齢の障がいのある人の住まいの確保・充実を図ります。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進に向けては、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進します。

[※] 年齢・性別・障がいの有無等に関係なく、誰でも利用できる設計

第5章 計画の推進体制

1 各課における主な関連施策

本計画は民生課福祉係が障害者計画の推進に向け、各課の障害福祉に関連する施策のコーディネート役を担い障害福祉施策の充実に取り組みます。また、福祉部局のみならず全庁的な取組として総合的に障害福祉を推進するため、庁内の多様な事業を障がいのある人やその家族、地域を支える取組として位置づけ、包括的な支援として推進します。

<総務課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
男女共同参画に関すること	白浜町男女共同参画推進基本計画に基づき、男女共同参画の視点による地域活動を推進する。	セクシャルハラスメント・DVに対する相談時に内容に応じて関係機関と連携して対応する。	企画 政策係
町の広報に関すること	毎月発行する広報の製作を行う。	障害に関する特集の掲載やボランティアによる声の広報の提供を行う。	
町のホームページに関すること	町のホームページの整備を行う。	閲覧支援ソフトの導入や各種申請書ダウンロードなど情報提供の充実に努める。	
人権施策に関すること	人権委員会事務局を担当し運営を行う。	人権週間における広報、啓発活動を行う。	行政 改革室
人権擁護委員に関すること	人権擁護委員連絡会事務局を担当し運営を行う。	人権相談や小中学校での人権教室を開催する。	庶務係
職員研修に関すること	職員のスキルアップのため各種職員研修の企画を行う。	障害福祉に関する理解や合理的配慮の提供に関する研修を開催する。	人事係

<地域防災課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
災害対応に関すること	国、県、関係機関と連携をとり、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	大規模災害等の被災者の心のケア支援等、町担当部署、専門的機関と連携強化を図る。	地域防災推進係
交通安全に関すること	交通事故防止、減少を図るため交通安全教室や啓発を行う。危険場所の確認、改善要望を行う。	障がいのある人の事故の未然防止、支援団体と周知連携を図る。	
生活安全に関すること	暴力団追放の街を宣言し、暴力団排除にかかる広報、啓発に取り組む。	暴力団を排除し安心安全に暮らせるまちづくりを目指す。	
防犯に関すること 犯罪被害に関すること	安心安全なまちづくりを推進し、住みよいまちを目指す。	犯罪被害者への支援団体の紹介や、町担当部署、関係機関と連携し、再犯防止を図る。	

<税務課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
町・県民税の賦課に必要な調査	町・県民税の賦課に必要な調査を行う。	確定申告の書き方がわからない場合や記入が困難な場合は代筆や丁寧な説明を行う。 確定申告時等に経済的に困窮していることがわかった時は関係機関と連携する。	課税係
町税の収納に関する こと	町税の収納及び滞納処分を行う。	納税相談等で生活が困難な状況を把握した場合は、相談窓口や支援機関へつなぐ。	収税係
公債権・私債権の 徴収に関すること	生活困窮者からの納付相談等を行う。	経済的に困っている住民から相談があった場合は、必要に応じて関係機関と連携する。	債権管理回収室

<民生課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
生活保護・生活困窮資金貸付事務、支給に関すること	一時的に生活に困窮し食料に困っている住民からの相談受付や資金貸付を行う。	仕事・経済的に困っている障がいのある人から相談があった時は、関係支援機関を連携し自立に向けた支援を行う。	福祉係
生活処遇困難事例に関すること	住民からの生活処遇困難事例に対して、相談受付を行う。	生活においての様々な困難事例に対して、しかるべき経済支援につなげ、支援を行う。	
独居高齢者等処遇困難者対応に関すること	生活に困っている独居の高齢者等に対し配食やショートステイなどの提供を行う。	独居高齢障害者の孤立防止や支援者等との関わりの中で、介護分野と連携した支援を行う。	
民生委員児童委員協議会に関すること	民生委員児童委員協議会の事務局を担当し運営を行う。	研修会等で、障害福祉に関することを学習する。	
心身障害者扶養共済に関すること	制度の説明・周知及び申請受付を行う。	制度加入により、保護者が抱く不安の軽減を図る。障がいのある人に対し、経済的支援として年金の支給を行う。	
ひきこもり支援について	長期間にわたりひきこもり状態にある人やその家族の相談や支援を行う。	ひきこもり状態にある人の中には精神疾患や発達障害などがある人もいることから関係機関を連携する。	
第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会に関すること	白良浜 de ひらひら T シャツアート展の開催等、障害の有無に関係なく交流の場の提供を行う。	障がいのある人作品を通じた障害の理解啓発や障害者優先調達法の促進に努める。	
障害者手帳に関すること	身体・療育・精神保健福祉手帳の申請及び交付。	手帳を取得することで利用できる制度などの案内を行う。	
特別児童扶養手当、特別障害者手当等に関すること	障害の状態により給付される各手当の申請及び交付。	給付対象となる可能性のある人やその家族、支援者に対し各手当の周知啓発を行う。	
通院交通費補助に関すること	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 を所持する者等の通院交通費の補助。	給付対象となる可能性のある人やその家族、支援者に対し制度の周知啓発を行う。	
自立支援医療（精神通院・更生・育成）に関すること	手術や定期通院等により障害の状態を軽減が見込まれる治療などの医療費を一部助成する。	給付対象となる可能性のある人やその家族、支援者に対し、医療機関と連携し制度の周知啓発を行う。	

<民生課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
障害福祉サービスに関すること	障害のある人に対し、必要なサービスの量や種類などを支給する。	給付対象となる可能性のある人やその家族、支援者に対し制度の周知啓発、適正な支給を行う。	福祉係
施設通所交通費に関すること	作業所等の通所施設への通所に必要な交通費の一部を支給する。	通所施設と連携し、適正な支給を行う。	
はなまる相談（発達相談）に関すること	就園後の発達の気になる児童及びその家族に対し専門職による訪問相談を実施する。	保育園や学校、医療機関等と連携し、早期対応に努める。	
自立支援協議会に関すること	圏域の障害福祉事業所や担当市町等が集まり、西牟婁圏域の障害福祉について協議を行う。	町における障害福祉に関する課題について圏域に周知を行う。	
白浜町障害福祉サービス事業所連絡会に関すること	白浜町内において障害福祉サービスを提供している全事業所が集まり協議を行う。	町における障害福祉に関する課題解決に向け取り組む。	
身体障害者連盟に関すること	身体障害者連盟の事務局運営を行う。	身体障害への配慮や環境整備に努める。	
成年後見制度に関すること	判断能力が不十分な者に対し、適切なサービス利用や財産管理などを支援するため、成年後見制度の活用を支援するとともに、制度の周知を図る。	権利侵害を受けている、またはその可能性が高いと考えられる人が、地域で安心して尊厳のある暮らしができるよう支援を行う。	福祉係 ・ 地域包括支援センター
高齢者・障害者虐待の防止及び対応に関すること	虐待事例を把握した場合には、速やかに事実確認を行い、高齢者等の状況を把握し、関係機関と連携を図りながら適切な対応を行うとともに、住民に対しチェックリストや通報窓口の周知を図る。	被虐待者の権利を擁護するとともに、養護者に対しても関係機関と連携し、継続的な関わりを持つことにより自立した生活を行えるよう支援する。	
児童相談に関すること	虐待等の子どもに関するあらゆる相談や通告に対して、関係機関と連携し、家庭訪問等の支援を行う。	児童相談の中で、適切な子どもの養育が困難な保護者に対して、関係機関と連携し、支援を行う。	幼児対策室
保育料に関すること	保育料の算出、徴収を行う。	窓口対応の中で、発達の悩み等の相談があった場合は、状況に応じて支援機関へつなぐ。	

<民生課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
認知症初期集中支援チームに関する事	認知症サポート医と医療・福祉・介護の専門職で構成。認知症の方（疑いのある方）やその家族を訪問し、必要に応じて、認知症に関わる情報の提供や、医療機関の受診・介護保険サービス等へつなげる手伝いをする。	障がいのある人の早期に医療や介護とつなげることで、本人・家族の不安軽減を図る。	地域包括支援センター
SOS 白浜高齢者捜索ネットワークに関する事	行方不明の可能性のある認知症の方の事前登録により、行方不明になった際に、早期発見・保護できる協力体制を関係機関とつくる。	高齢障害者の生命と安全、家族等への支援を図る。	
認知症カフェに関する事	認知症本人や家族、地域の方など誰でも参加できるつどいの場を提供する。	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。	
認知症サポーター養成講座に関する事	認知症サポーター養成講座で認知症に関する正しい知識を学び、地域や職域等において認知症の方やその家族を温かく見守る。	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。	
家族介護者交流事業に関する事	高齢者等を介護している家族を対象に、介護者相互の交流を図る。	介護している家族の心身の元気回復を図る。	
介護用品購入費補助事業に関する事	在宅要介護者や障害者の介護用品購入費を補助する。	経済的負担を軽減する。	
児童相談に関する事	虐待等の子どもに関するあらゆる相談や通告に対して、関係機関と連携し、家庭訪問等の支援を行う。	児童相談の中で、適切な子どもの養育が困難な保護者に対して、関係機関と連携し、支援を行う。	幼児対策室
保育料に関する事	保育料の算出、徴収を行う。	窓口対応の中で、発達の悩み等の相談があった場合は、状況に応じて支援機関へつなぐ。	

<住民保健課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
年金相談に関すること	国民年金の届書、申請書、基礎年金・障害年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	窓口対応の中で、手続き方法等の相談があった場合は、状況に応じて他の関係機関と連携を図る。	住民係
死亡届に関すること	死亡届の受理、死体埋火葬申請許可に関する事務を行う。	障がいのある人を介護している家族や障害のある人等の死亡届があった場合、に関係機関と連携を図る。	
児童扶養手当に関すること	児童扶養手当の申請、受付、給付に関する事務を行う。	窓口対応の中で、発達に関する相談があった場合は、状況に応じて支援機関へつなぐ。	
医療保険（国保・後期・福祉医療）に関すること	資格の異動、医療費の給付に関する事務を行う。	窓口対応の中で、悩みを抱えていることがわかった場合や気になる方については、当係でできる手続き以外に、関係機関と連携を図る。	医療 保険係
4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児の健診、2歳6か月児の健康相談	乳幼児健診の案内、健診実施。	健診の結果において、発達に課題のあった時は、必要に応じて医療・福祉などの関係機関を連携し、支援を行う。	健康 増進係
母子健康包括支援センターに関すること	産前・産後の切れ目ない支援体制の充実を図る。	相談対応の中で発達障害等に関連する相談があった場合は適切な支援機関につなぐ。	
特定健診結果説明会に関すること	特定健診の結果に基づく結果説明及び保健指導、栄養指導を行い、生活習慣病の発症または重症化予防を図るとともに、継続受診のための支援を行う。	健康問題からくる障害に関連する相談があった場合は、不安や悩みに対する相談を行い、必要時には適切な支援機関につなぐことで障害発生の軽減を図る。	
成人の健康教育に関すること	主に生活習慣病に関連するテーマに沿った病態・栄養・運動等の講座を開催し、知識の普及啓発を行うことで、住民の健康意識の向上を図る。	健康問題からくる障害に関連する相談があった場合は、不安や悩みに対する相談を行い、必要時には適切な支援機関につなぐ。	

<建設課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
道路・河川・橋梁の維持管理に関すること	パトロール、通報に基づいて現場を確認し、道路等の維持管理を行う。	障がいのある人も安心して通行できるよう維持管理に努める。	監理係
町営住宅の建築及び管理に関すること	町営住宅の入居募集や使用料の収納、修理などの管理業務を行う。	障がいのある人の入居しやすい環境の整備に努める。	都市計画係
道路・河川・橋梁の工事、現場立会に関すること	工事設計、現場確認、検査等を行う。	障がいのある人も安心して通行できるバリアフリーなどの設計を検討する。	土木係

<生活環境課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
生活環境の保全に関すること	公害や騒音などの相談や対応を行う。	公害や騒音等の相談の中で障害福祉に関する相談が入った時は適切な支援機関につなぐ。	生活環境係
道路水路溝清掃・雑草除去等に関すること	道路や水路、溝の清掃、雑草除去等を行う。	業務の中で障がいのある人やその家族から相談が入った時は適切な支援機関につなぐ。	環境サービス係
白浜町ふれあい収集に関すること	高齢者・障害者を対象とした戸別訪問によるごみ出し支援を行う。	ごみ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等が考えられ、様々な問題を抱えている時は支援機関につなぐ。 独力でのごみ出しが困難な高齢者や障害者の支援は、自殺のリスクを抱える住民へのアウトリーチ策となり得る。	清掃センター

<観光課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
消費生活の指導に関すること	消費者相談や情報提供、消費者教育、啓発を実施する。	消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	観光商工係
町営浴場優待券に関すること	障がいのある人や高齢者に対し、優待券を発行し、町営浴場の利用料を軽減する。	業務の中で障害福祉に関する制度について問い合わせがあった場合は、適切な機関につなぐ。	
都市公園の維持管理に関すること	都市公園及び都市公園施設の維持管理を行う。	障がいのある人や児童等が安心して利用できる環境の設備に努める。	公園施設係

<富田事務所・農林水産課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
住民相談に関すること	行政相談に関する対応を行う。	障害福祉に関する相談があった場合に、相談内容により、専門機関につなぐ対応を行う。	住民窓口係
国民年金に関すること	国民年金の届書、申請書、基礎年金障害年金裁定請求書の受付、相談対応策を行う。		
町税に関すること 税外収入の受取に関すること	諸証明の発行、各種税金の問い合わせ、税金の受領等を行う。		
農林水畜産業の振興に関すること	低迷する農林水畜産業の振興策を講じ、第一次産業の活性化につなげる。		農林水産係
漁港海岸施設の災害復旧に関すること	漁港海岸施設の災害復旧を行う。		工務係
農林施設災害復旧の工事に関すること	農林施設災害復旧を行う。		

<日置川事務所>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
住民相談に関すること	行政相談に関する対応を行う。	障害福祉に関する相談があった場合に、相談内容により、専門機関につなぐ対応を行う。	住民 窓口係
国民年金に関すること	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応策を行う。		
町税に関すること 税 外収入の受取に 関すること	諸証明の発行、各種税金の問い合わせ、税金の受領等を行う。		
生活保護の届出に 関すること	生活に困窮している住民からの相談及び申請受付を行う。		健康 福祉係
過疎対策（空き家 バック登録）に関 すること	日置川地域内に空き家を所有する方からの相談及び登録受付を行う。		産業 建設係
住宅資金等に関 すること	宅新築資金の貸付金の返還業務を実施する。		貸付金の返還についての相談において内容により関係機関につなぐ対応を行う。
住民相談に関すること	住民への相談事業を実施する。	障害福祉に関する相談があった場合に、相談内容により専門機関につなぐ対応を行う。	

<上下水道課>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
水道料金の徴収に 関すること	水道料金の計算、徴収を行う。	窓口対応や料金の徴収時に、多重債務など生活面で深刻な問題を抱えており支払が困難な状況にあるとわかった場合に、関係機関と連携した対応を行う。	業務係
下水道使用料、手 数料、その他納付金 に関すること	下水道使用料の計算、徴収を行う。		下 水 道 室

<消防本部・各消防署>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
救急業務に関すること	救急業務で救急搬送を行う。	救急対応した傷病者で状況に応じて関係機関と協議し対応する。	消防署 警防係
職員の訓練及び計画に関すること	各種訓練・勉強会等を計画する。	各種訓練時に障がいのある人への応対力向上を図る。	
救急関係機関との連絡調整に関すること	保健機関・福祉部局・警察等との連絡調整を図る。	救急対応した傷病者で状況に応じて関係機関と協議し対応する。	警防課 警防係

<教育委員会・日置川教育事務所>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
人権学習に関すること	人権について正しい理解と認識を深める学習機会を設ける。	「保護者学級」や「人権を大切にす る地域づくり講演会」等の中で障 害者に対する人権侵害や課題に 関する講演会等を実施することで、 障害に対する住民の理解促進を 図る。	生涯 学習係
青少年教育に関すること（白浜町青少年センター）	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業を実施する。	青少年健全育成のための啓発活動（センターだより）等により、障害福祉制度について情報提供を行う。	
適応指導教室（ふれあいルーム）での会議に関すること	定例会・拡大会議・不登校問題関係者会議等で、不登校等の情報を共有したり対策を協議したりする。	情報を共有したり対策を協議したりする中で、小さなサイン等に早期に気付いたり対応の仕方を学んだりして、対応にあたる。	教育 指導係
いじめ防止に関すること	いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、いじめ防止に係る取組を行う。	各校でいじめ防止に関する研修等を行い教職員の資質向上を図る。また、子どもたちがいじめは絶対ダメなことであることやいじめられたりいじめを見たり聞いたりした時の対処方法を伝える。	
学童保育に関すること	学童保育所の管理・運営を行う。	窓口対応の中で、障害福祉に関する相談があった場合は、状況に応じて支援機関へつなぐ。	総務 学事係

<教育委員会・日置川教育事務所>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
家庭学級に関すること	家庭学級において、人権に関する講座を行う。（日置・市鹿野）	各家庭学級において、人権に関する内容を学ぶことにより、障害への理解を図る。	日置川教育事務所
リバーサイドマラソン大会に関すること	誰もが参加できるマラソン大会を開催する。	5部門20種目で町内外からの参加者を迎え開催し、障がいのある人との交流を図る。	

<公民館・児童館・図書館>

事務名	事務概要	障害福祉に関連する内容	担当
公民館サークルに関すること	サークル活動を通じて、趣味の向上、仲間づくりや生きがいづくり、地域文化の発展に努め、楽しみながら健康維持・増進を図る。	共通の趣味を持つものが、障害の有無にかかわらず誰もが集い、活躍することができる環境づくりにつながる。	中央公民館
婦人学級・高齢者教室に関すること	公民館が開設する婦人学級、高齢者教室において、人権について学ぶ講座を行う。	人権について学ぶことにより、障害のある人への理解を図る。	中央公民館
児童館事業に関すること	子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができるよう支援を行う。	障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮する。	児童館
関連図書の展示に関すること	「障害者週間」に障害に関連する図書コーナーを設置する。	「心の健康」や「障害」等をテーマにした展示コーナーを設置し、関連する図書を紹介することで障害の理解啓発につなげる。	図書館
障害に配慮した読書環境に関すること	点字図書や大活字図書、拡大読書などを設置する。	障害特性に応じた読書の提供に努める。	

2 推進体制の整備

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、国・県の動向や障害福祉計画等の関連計画、今後策定される計画との整合性を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適正な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

(2) 町民一人ひとりができること

障がいのある人もない人もともに生活できるまちづくりには、町民一人ひとりが障害福祉に対する意識を高め、障害の理解や障がいのある人へ合理的配慮が大切です。毎日の生活の様々な場面での気づきを大切にしながら、他者への思いやりが重要です。

(3) 民生委員・児童委員による推進

民生委員・児童委員は、地域で支援が必要な人の相談に応じ、情報提供や、行政や団体とのパイプ役など、地域福祉をはじめとする障害福祉の重要な担い手として様々な支援活動を行っており、地域を最も知っている人でもあります。障がいのある人もない人も安心して生活できるまちづくりを推進するために、民生委員・児童委員が取り組んでいる様々な課題を地域の関係者と共有し、地域において、町内会、町社会福祉協議会、ボランティア団体、関係機関等と相互連携を密にして地域福祉の担い手として活動します。

(4) 行政区等の地域団体による推進

行政区、町内会、町社会福祉協議会、老人クラブなどの地域団体は、町民が互いに支え合う地域づくりの身近な組織体です。誰もが安心して生活できるまちづくりには共助の力を高めることが期待され、障がいがある人も参加できる行事の開催や障がいのある人も参加した避難訓練の実施等、充実していきます。

(5) ボランティアによる推進

ボランティア活動は、障害福祉制度では手の届かないところへの支援や地域に密着した支援として障がいのある人にとって重要な役割を担っています。地域住民、地域活動団体、行政、企業など、それぞれの役割や協力関係の見直しや協力実施など、成果と責任を共有し合う体制づくりを推進します。

(6) 福祉関係者による推進

各種福祉関係事業者が、障がいのある人の立場に立って、質の高い福祉サービスを提供することが求められています。サービスの提供により、障がいのある人の自立を支援するほか、多様なニーズに対応し、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などとの連携に努めます。あわせて、サービスの質の確保、障がいのある人の権利擁護、各種事業やサービス内容等の情報提供及び情報公開を行うなど、必要なサービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

(7) P D C Aサイクルによる計画の点検及び評価

計画の具体的な推進にあたっては、地域住民や各種団体、事業者及び社会福祉協議会などの連携・協力が不可欠です。また、障害者計画を実行性のあるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要です。このため、計画期間中における障害福祉計画との一体的な進捗状況の点検を行い、P D C Aサイクルによる適切な進行管理を行っていきます。



資料編

1 町内の障害福祉サービス事業所の状況

※令和3年3月時点（順不同）

◇居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 白浜町社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議会 訪問介護支援センター	〒649-2511 白浜町日置 197-1	0739-52-2111
(株) ニチイ学館	ニチイケアセンター白浜	〒649-2211 白浜町 2453-6	0739-82-2050
(NPO) かぐや姫	ケアセンターしおん	〒649-2211 白浜町 752 コーポチモト 3 階	0739-82-1040
(株) シーヒューマン	ケアセンターはまゆう	〒649-2211 白浜町 941-1	0739-43-3303
(有) エス・オー・イー	さくらホームヘルプサービス 白浜	〒649-2201 白浜町堅田 2497- 59	0739-33-7907

◇同行援護事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 白浜町社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議会 訪問介護支援センター	〒649-2511 白浜町日置 197-1	0739-52-2111
(株) ニチイ学館	ニチイケアセンター白浜	〒649-2211 白浜町 2453-6	0739-82-2050
(NPO) かぐや姫	ケアセンターしおん	〒649-2211 白浜町 752 コーポチモト 3 階	0739-82-1040
(有) エス・オー・イー	さくらホームヘルプサービス 白浜	〒649-2201 白浜町堅田 2497- 59	0739-33-7907

◇生活介護事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) ふたば福祉会	いきいき作業所	〒649-2524 白浜町安宅425-16	0739-52-2521
(福) 白浜コスモス福祉会	白浜コスモスの郷	〒649-2211 白浜町 2927-219	0739-43-2359
(福) 紀伊の郷	日置川みどり園	〒649-2521 白浜町大古 759-1	0739-52-3678

◇就労継続支援 A 型事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 和歌山県福祉事業団	作業所ブランコート	〒649-2211 白浜町 2926-1100	0739-34-2315
(株) チャレンジド白浜	チャレンジド白浜	〒649-2211 白浜町 1821	0739-33-7676
(一社) 未来の扉	ドルフィン白浜自立支援センター	〒649-2211 白浜町 1308-1	0739-33-9839

◇就労継続支援 B 型事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(株) きらり福祉会	きらり作業所	〒649-2211 白浜町 3331 アール ポートビル	0739-33-7857
(福) ふたば福祉会	いきいき作業所	〒649-2524 白浜町安宅425-16	0739-52-2521
(福) 白浜コスモス福祉会	白浜コスモスの郷	〒649-2211 白浜町 2927-219	0739-43-2359
(福) やおき福祉会	か〜む	〒646-0021 白浜町 2867-26	0739-43-2619

◇施設入所支援・短期入所事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 紀伊の郷	日置川みどり園	〒649-2521 白浜町大古 759-1	0739-52-3678

◇共同生活援助事業所（グループホーム）

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 白浜コスモス福祉会	コスモスホーム 第2コスモスホーム 第3コスモスホーム	〒649-2201 白浜町堅田 2396- 85	0739-43-2359
(福) やおき福祉会	ほわいとホーム	〒649-2211 白浜町 83-49	0739-43-2381
(福) 紀伊の郷	ホームそよか・ほのか	〒649-2522 白浜町矢田 267	0739-52-2556
(福) 和歌山県福祉 事業団	グループホームブランコート (オーブ)	〒649-2211 白浜町 3255-17	0739-34-2315

◇計画相談支援事業所（指定特定相談支援）

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(株) きらり福祉会	相談室 ラポール	〒649-2211 白浜町 3331 アール ポートビル	0739-33-7857
(福) 白浜コスモス福祉会	白浜コスモスの郷	〒649-2211 白浜町 2927-219	0739-43-2359
(福) 紀伊の郷	あんじゅ	〒649-2521 白浜町大古 759-1	0739-52-3678
(NPO) ほかせ	サポートセンターくるみ	〒649-2332 白浜町栄 977-3	0739-34-2807
(NPO) ころん	菜の花	〒649-2201 白浜町堅田 1068-2	0739-34-5231

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(株) 吉本	相談センター 内の川	〒649-2321 白浜町保呂 252	0739-45-2611
(福) 白浜町社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議会	〒649-2511 白浜町日置 197-1	0739-52-2111
(合) 希望のかけはし	森音-MORION- 相談支援事業所	〒649-2201 白浜町堅田 2578- 305	0739-20-1956

◇障害児相談支援事業所（指定障害児相談支援）

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(株) きらり福社会	相談室 ラポール	〒649-2211 白浜町 3331 アール ポートビル	0739-33-7857
(NPO) ほかげ	サポートセンターくるみ	〒649-2332 白浜町栄 977-3	0739-34-2807
(NPO) ころん	菜の花	〒649-2201 白浜町堅田 1068-2	0739-34-5231
(株) 吉本	相談センター 内の川	〒649-2321 白浜町保呂 252	0739-45-2611
(合) 希望のかけはし	森音-MORION- 相談支援事業所	〒649-2201 白浜町堅田 2578- 305	0739-20-1956

◇児童発達支援事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(福) 和歌山県福祉事業団	ぱれっと	〒649-2211 白浜町 2926-1100 2 階	0739-34-2865

◇放課後等デイサービス事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
(NPO) ほかぜ	くるみ	〒649-2332 白浜町栄 977-3	0739-34-2807
(福) 和歌山県福祉 事業団	ぱれっと	〒649-2211 白浜町 2926-1100 2 階	0739-34-2865
(NPO) ころん	ことは	〒649-2201 白浜町堅田 1026-1	0739-45-8055

◇基幹相談支援センター等機能強化事業

事業所名	受託法人	所在地	電話番号
基幹相談支援センター にしむろ	(福) ふたば福祉会 (福) 和歌山県福祉 事業団 (福) 田辺市社会福祉 協議会	〒646-0028 田辺市高雄一丁目 23-1 田辺市民総合 センター2 階	0739-33-7492

◇委託相談支援事業（令和2年度まで）

事業所名	受託法人	所在地	電話番号
白浜町障害児・者 相談支援室ぼらんち	(福) ふたば福祉会 (福) やおき福祉会	〒649-2211 白浜町 1279-9	0739-34-3377

◇委託相談支援事業（令和3年度から）

事業所名	受託法人	所在地	電話番号
西牟婁圏域障害児・者 相談センターにじのわ	(福) ふたば福祉会 (福) やおき福祉会 (福) 和歌山県福祉事 業団 (福) 田辺市社会福祉 協議会	〒646-0028 田辺市高雄一丁目 23-1 田辺市民総合 センター2 階	0739-26-4923

◇地域活動支援センターⅢ型

事業所名	受託法人	所在地	電話番号
白浜駅前コミュニティプラザ	(福) 白浜コスモス福祉 会	〒649-2201 白浜町堅田 1385-5	0739-20-6174

2 白浜町福祉計画作成委員会名簿

(敬称略順不同)

	氏名	所属	備考
1	いちかわ たかひろ 市川 崇博	(福) 白浜コスモス福祉会	
2	うちかわ かずし 内川 一志	(福) 紀伊の郷	
3	おがわ まみ 小川 麻美	(NPO) ころん	
4	おだがわ たかし 小田川 隆	白浜町身体障害者連盟	
5	ささ まさたか 笹 雅量	西牟婁振興局健康福祉部	
6	さかもと ゆうこ 阪本 祐子	(福) 和歌山県福祉事業団	
7	はなむら たかし 花村 篤司	(合) 志成 (和歌山県相談支援体制整備事業)	
8	まつもと たかし 松本 隆志	(福) 白浜町社会福祉協議会	副委員長
9	やなせ としお 柳瀬 敏夫	(福) やおき福祉会	委員長
10	やまもと みねよ 山本 峰代	(福) ふたば福祉会	

<事務局>

所属	役職名	氏名	備考
白浜町役場	民生課長	中本 敏也	
	民生課副課長	小川 敦司	
	民生課福祉係長	平野 健志	
	民生課福祉係	清宮 乙香	
	民生課福祉係	上野 裕貴	

3 策定経過

年月日	項目	主な内容
令和2年7月31日	白浜町福祉計画作成委員 委嘱状交付式及び第1回白 浜町福祉計画作成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員委嘱状交付式 2. 委員長、副委員長等の選任について 3. 計画の概要について 4. アンケート調査について（報告） 5. 事業所ヒアリングについて 6. 今後のスケジュールについて
令和2年7月～8月	アンケート調査実施	
令和2年10月30日	第2回白浜町福祉計画 作成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基礎データ及びアンケート調査結果に ついて 2. 障害者計画の骨子案について 3. 事業所ヒアリング結果について 4. 障害福祉計画の骨子案について
令和2年12月18日	第3回白浜町福祉計画 作成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害福祉計画・障害児福祉計画素 案説明 2. 障害者基本計画素案説明
令和3年2月22日	第4回白浜町福祉計画 作成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害福祉計画・障害児福祉計画最 終案について 2. 障害者計画最終案について

第4期

白浜町障害者計画

令和3年3月発行

発行 和歌山県白浜町

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

編集 白浜町役場 民生課
